

商事法務ビジネス・ロー・スクール セミナー案内

2025年8月

今月のPick Upセミナー

セミナー名	講師	頁
公益通報対応業務従事者のための ストレスを軽減する対処スキル習得講座 [東京会場] ※会場開催のみ 開催日：9/10 (水)・10/9 (木)・11/13 (木)	五十嵐 治 公認心理師・臨床心理士	38
情報コンタミネーションの法的リスクと実務対応 ～ケースで学ぶ予防と初動～ [東京会場] ※会場開催のみ 開催日：9/25 (木)	一色太郎 外国法事務弁護士	43

ご案内セミナー		講師	開催日／配信期間 申込期限	頁
新任担当者向け	新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント [LIVE] ※オンデマンド配信あり	小林章博 弁護士	9/16 (火)～1/30 (金) 申込期限12/31 (水)	6 NEW
	ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～ [東京会場]	増田健一 弁護士	10/2 (木) 申込期限 10/1 (水)	7
	リーガル・リサーチの実践手法と2025年の最新事情 ～リーガル・リサーチからリーガル・ラーニングへ～ [WEB]	中村智子 法律事務所 図書担当 他	7/28 (月)～9/30 (火) 申込期限9/22 (月)	8
取引法務	実践から学ぶ！契約書審査業務の勘所 [2025年] ～他社の皆様どうしてですか？～ [LIVE] [大阪会場]	大川 治 弁護士 松尾洋輔 弁護士	9/18 (木)・10/10 (金) 申込期限 10/9 (木)	9
	印紙税の基本 ～事例で学ぶ実務対応～ [東京会場] ※会場開催のみ	山端美徳 税理士・行政書士	9/5 (金) 申込期限 9/4 (木)	9
	契約交渉ロールプレイング ～実務的な落としどころを探る～ [東京会場]	壺岐祐哉 弁護士 平山直樹 弁護士	9/19 (金) 申込期限 9/18 (木)	10
	基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方 [全3講] ～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～ [東京会場]	太田大三 弁護士 他	10/8 (水)・10/15 (水)・ 10/24 (金) 申込期限 10/7 (火)	11 NEW
	苦手意識克服！ 実務に役立つ英文契約入門 [WEB]	辻野篤郎 弁護士	5/28 (水)～10/31 (金) 申込期限 9/30 (火)	12
	契約実務入門 ～基本と個別契約類型で理解を深める～ [WEB]	村田充章 弁護士	7/3 (木)～10/14 (月) 申込期限 10/6 (月)	12
	基礎から確認 契約業務の実用知識 ～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～ [WEB]	堀江泰夫 司法書士	7/4 (金)～10/31 (金) 申込期限 10/24 (金)	13
	事例で学ぶ 契約の実務 ～秘密保持契約、取引基本契約における留意点～ [WEB]	遠藤元一 弁護士	7/10 (木)～10/31 (金) 申込期限 10/24 (金)	13
	電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント [WEB]	宮内 宏 弁護士	7/11 (金)～9/11 (木) 申込期限 9/ 4 (木)	14
	契約交渉の要点 ～提案された契約書案を的確に修正する技法～ [WEB]	太田大三 弁護士	7/22 (火)～9/30 (火) 申込期限 9/22 (月)	14
	部品供給事業者 (Tier1事業者・Tier2事業者) の法務担当者が知っておきたい法務論点 [WEB]	藤田知也 弁護士	7/23 (水)～9/24 (水) 申込期限 9/16 (火)	15
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 ～実務から考える契約条項の基本と実践～ (全2回) [WEB]	片桐 大 弁護士 他	8/27 (水)～11/28 (金) 申込期限 11/20 (木)	15
	3時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務 [東京会場]	影島広泰 弁護士	8/27 (水) 申込期限 8/26 (火)	16
	個人情報関連法令の総ざらい ～ケーススタディに基づいて～ [WEB 再募集]	影島広泰 弁護士	7/4 (金)～9/12 (金) 申込期限 9/5 (金)	17
	世界のデータ保護規制のポイントと最新対応実務 ～AIとGDPRを中心に～ [WEB]	中崎 尚 弁護士	6/18 (水)～8/25 (月) 申込期限 8/18 (月)	18
1時間で押さえる 生成AI利用の社内ポリシー作成のポイント [WEB]	上村哲史 弁護士	7/8 (火)～9/8 (月) 申込期限 9/1 (月)	18	
知財法務	令和7年改訂「営業秘密管理指針」完全講義 ～企業を守るリスクマネジメントと最新判例～ [東京会場]	山根崇邦 同志社大学法学部教授	9/9 (火) 申込期限 9/8 (月)	19
	著作権とうまく付き合うための総務・法務担当者用 著作権法チェックポイント ～AI時代の基礎知識から使う・守る場面まで～ [WEB]	池村 聡 弁護士	6/17 (火)～8/25 (月) 申込期限 8/18 (月)	20
	法務 (総務) 担当者のための知財法務入門 ～最低限求められる基本知識とリスク感覚を習得しよう～ [WEB]	末吉 互 弁護士 佐藤安紘 弁護士	7/28 (月)～9/29 (月) 申込期限 9/19 (金)	20
ガバナンス	上場会社の機関設計の見直しと社内検討の進め方 ～ガバナンス体制の実効性強化のための実務ポイント～ [東京会場]	太子堂厚子 弁護士	8/28 (木) 申込期限 8/27 (水)	21
	取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応 [東京会場]	澤口 実 弁護士	9/24 (水) 申込期限 9/22 (月)	22 NEW
	役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～ [東京会場]	高田 剛 弁護士	10/16 (木) 申込期限 10/15 (水)	23 NEW
	任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ～自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～ [東京会場]	渡辺邦広 弁護士	11/6 (木) 申込期限 11/5 (水)	24 NEW
	アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～ [東京会場]	太田 洋 弁護士	11/14 (金) 申込期限 11/13 (木)	25 NEW
	あらためて考える『モニタリング・モデル』の本質と進化するガバナンスの工夫 ～企業の取組事例や経済産業省のガイダンスも参考に～ [東京会場]	塚本英巨 弁護士	11/18 (火) 申込期限 11/17 (月)	26 NEW
	企業のサステナビリティの取組と企業価値創造 [東京会場]	松原 稔 りそなアセットマネジメント	11/18 (火) 申込期限 11/17 (月)	27 NEW
	機関投資家のスチュワードシップ責任とコーポレートガバナンスの成果：持続的な企業価値の向上 [東京会場]	三瓶裕喜 アストナリング・アドバイザー 合同会社	11/21 (金) 申込期限 11/20 (木)	28 NEW
	【出版記念セミナー】指名・報酬委員、役員報酬制度設計担当者必見！ 役員報酬制度の設計実務 [WEB]	綾 高德 日本総合研究所	7/3 (木)～9/3 (水) 申込期限 8/27 (水)	29

紛争	海外進出企業のための国際紛争の実務対応 —外国訴訟・国際仲裁・国際調停の基礎から、企業の平時の備えまで— [東京会場]	松本 涉 弁護士 戸田祥太 弁護士	9/26 (金) 申込期限 9/25 (木)	30
下請法	緊急開催！！ 2025 年下請法改正を踏まえた実務対応 [WEB]	長澤哲也 弁護士	7/28 (月)～9/29 (月) 申込期限 9/19 (金)	31
M & A	ポイント解説 農林水産・食品ビジネスへの参入・投融資に関する法実務 [東京会場]	笠原康弘 弁護士 他	10/31 (金) 申込期限 10/30 (木)	32 NEW
株主総会	対話と事例で学ぶ 新任担当者のための株主総会実務の基本 ～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～ [WEB]	浦田悠一 弁護士 李 政潤 弁護士	8/13 (水)～10/14 (火) 申込期限10/6 (月)	33
会社法・ 金商法・ 上場規則	株式会社法基礎講座 ～「会社法」の体系と要点をわかりやすく解説～ [全2回] [大阪会場]	川口恭弘 同志社大学法学部教授	8/28 (木)・9/17 (水) 申込期限 8/27 (水)	34
	株式会社法総合基礎講座 ～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～ (全12回) [WEB]	河内隆史 明治大学名誉教授 他	4/1 (火)～9/30 (火) 申込期限 8/29 (金)	35
	Introduction to Japan Corporate Law ～外国人役員・管理職に日本の会社法を伝えるポイント～ [WEB]	高木弘明 弁護士	4/15 (火)～10/31 (金) 申込期限 10/24 (金)	35
	3時間でつかむ！ 金商法の全体像とポイント [WEB]	峯岸健太郎 弁護士	8/6 (水)～10/6 (月) 申込期限9/29 (月)	36
	会社法の体幹を鍛えよう ～押さえておきたい7割の基本と掴んでおきたい3割の最新動向～ [WEB]	倉橋雄作 弁護士	8/13 (水)～10/14 (火) 申込期限10/6 (月)	36
	上場企業の法務担当者のためのMBO・完全子会社化に関する実務 ～上場規程の見直し等を踏まえて～ [WEB]	石田哲也 弁護士	8/22 (金)～10/22 (水) 申込期限10/15 (水)	37
	最新動向を踏まえた内部統制システム見直しのポイント ～担当者に必要な実務対応上の視点～ [WEB]	石井裕介 弁護士	8/29 (金)～10/29 (水) 申込期限10/22 (水)	37
内部通報	内部通報制度 生かすも殺すも調査・認定！ [東京会場]	森原憲司 弁護士	8/19 (火) 申込期限 8/18 (月)	38
	公益通報対応業務従事者のための ストレスを軽減する対処スキル習得講座 [東京会場] ※会場開催のみ	五十嵐 治 公認心理師・臨床心理士	9/10 (水)・10/9 (木)・11/13 (木) 申込期限 9/9 (火)	38
	公益通報対応業務の実務ガイド 2025 ～従事者・担当者のための Q&A～ [東京会場]	中村克己 弁護士	9/11 (木) 申込期限 9/10 (水)	39
	ケーススタディ内部通報 ～ハラスメントの限界事例から調査対応の実務を考える～ [東京会場] ※会場開催のみ	大月雅博 弁護士	10/30 (木) 申込期限 10/22 (水)	39
	担当者が知っておきたい 公益通報者保護法改正ポイント [WEB]	蜂須明日香 弁護士 角田篤紀 弁護士	7/31 (木)～10/1 (水) 申込期限9/24 (水)	40
	ベーシック公益通報者保護法 [WEB]	中野 真 弁護士	8/12 (火)～10/14 (火) 申込期限10/6 (月)	41
	「従事者」と会社のための 10 か条の心得 ～「人権意識」のアップデート～ [WEB]	森原憲司 弁護士	8/25 (月)～10/27 (月) 申込期限10/20 (月)	41
リスク対応	あらためて考える「反社条項」とリスクマネジメント [東京会場]	清水保晴 弁護士	8/26 (火) 申込期限 8/25 (月)	42
	「ビジネスと人権」：取引先での人権侵害事案への対応の要点 —有事・平時の視点を整理する— [東京会場]	塚田智宏 弁護士	9/4 (木) 申込期限 9/3 (水)	42
	従業員の交通事故・道路交通法違反と企業の責任 ～事前のリスク管理体制と事後の実務対応の両面を解説～ [東京会場]	中道秀樹 弁護士	9/4 (木) 申込期限 9/3 (水)	43
	情報コンタミネーションの法的リスクと実務対応 ～ケースで学ぶ予防と初動～ [東京会場] ※会場開催のみ	一色太郎 外国法事務弁護士	9/25 (木) 申込期限 9/18 (木)	43
	企業がYouTubeを活用する際の法的・実務的課題とその対応策 [東京会場]	井上 拓 弁護士・弁理士	10/21 (火) 申込期限 10/20 (月)	44 NEW
	先例から学ぶ 企業不祥事への備え (全12回+特別パネルディカッション※) ～『企業不祥事インデックス』を紐解きながら～ [WEB] ※ [LIVE] [東京会場]	竹内 朗 弁護士 上谷佳宏 弁護士 他	6/2 (月)～10/31 (金) 申込期限 9/2 (火)	45
	事例と Q&A で学ぶ 安全配慮義務の基礎 ～法務・総務に必要な安全配慮義務のリスク感覚を身に付ける～ [WEB]	淀川 亮 弁護士	6/30 (月)～9/5 (金) 申込期限 8/29 (金)	46
環境	サステナブルなビジネス展開のための廃掃法・古物営業法等のリサイクル規制 AtoZ～規制の概要から産業廃棄物処理委託契約書の留意点、行政対応まで～ [WEB 再募集]	猿倉健司 弁護士 上田朱音 弁護士	9/16 (火)～11/17 (月) 申込期限11/10 (月)	47 NEW

※ 「会場開催のみ」の表示があるセミナーを除き、「会場開催 [東京/大阪]」セミナーについて、後日、収録動画による WEB 受講者の募集を予定しています。WEB 受講の募集は、原則としてセミナー開催日の翌営業日から、株式会社商事法務 WEB サイトにて開始します。「LIVE」セミナーについても収録動画を後日配信します。

監査役員（監査役・監査等委員・監査委員）の 基礎トレーニング（全4講）

セミナー概要

短期間で、監査役・監査等委員・監査委員に求められている職務の基本を確認しながら、監査役等としての監査戦略（見方・考え方）を身につけていただくことを目的としたセミナー。

- 講師紹介**
- 第1講 高田晴仁 慶應義塾大学教授
 - 第2講 田中秀樹 東海大学教授・島田法律事務所客員弁護士
 - 第3講 松山 遙 弁護士（日比谷パーク法律事務所）
 - 第4講 河江健史 公認会計士（河江健史会計事務所）
 - 特別講演 弥永真生 明治大学教授

開催日程等

- 開催日程：第1講 7月25日（金）15時 - 17時
- 第2講 8月5日（火）14時30分 - 17時
- 第3講 8月20日（水）14時30分 - 17時
- 第4講 9月1日（月）13時30分 - 16時
- 特別講演 9月1日（月）16時10分 - 17時10分
- ※各開催日の1週間後をめどにオンデマンド配信いたします
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順）
- 申込期限：2025年12月12日（金）※会場受講を希望される場合は各講の開催日の前営業日
- 受講料：176,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆監査役等（監査等委員、監査委員を含む）に就任することになったとき、昔も今も変わらない悩みがあります。それは「どのような仕事をすればいいのだろう」、「自分1人で何ができるのだろう」ということです。このような状況にもかかわらず、就任直後から実務は「待ったなし」です。本講座は、監査役等には何が求められ、何を監査しなければならないのかという基礎を確認することによって、より良いスタート・ダッシュを可能にすることを目的とします。
- ◆同時に、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは取締役と監査役のトレーニングが求められています。各社においてはすでに必要な知識の取得やトレーニングを実施していると思われるかもしれませんが、本講座では、短期間で、監査役等に求められている仕事の基本を確認しながら、監査役等としての監査戦略（見方・考え方）を身につけていただくことを目的とします。
- ◆本講座を修了すると、基礎的なトレーニングを受けたことを示す「修了証」が授与されます。（1）コーポレートガバナンス・コードで示されている「トレーニング方針の開示」へのコンプライ、（2）監査役会実効性評価、（3）IPOなど外部に専門性を示す場面でお役に立てください。

主要講義項目

- 第1講：監査役等の職務と責任 ～企業統治における位置づけを踏まえて～
- 第2講：監査役等に求められる行動と視点 ～監査の有効性を高めるために～
- 第3講：内部統制システム及び取締役の不正行為等に関する監視・検証
- 第4講：計算書類等及び事業報告等に関する監視・検証
- 特別講演：いま監査役に伝えたいこと

※本講は全講会場受講を推奨しておりますが、オンデマンド配信での受講も可能です

（1講と4講は会場受講、2講、3講はWEB受講などの受講方法可）

※各講終了後に講師と受講者の交流会を開催いたします

※全講会場受講者 or 第1講～第4講のレポート提出者に修了証を授与します

（レポートの提出期限は12月26日（金））

<第1講> 講師 高田晴仁 慶應義塾大学教授

2011年～慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 2013年～2021年 デンヨー 社外取締役 著書として、『有価証券法と民法の交錯』（成文堂、2021年）、『商法の源流と解釈』（日本評論社、2021年）、『監査役誕生』（国元書房、2022年）等

第1講テーマ：監査役等の職務と責任 ～企業統治における位置づけを踏まえて～

監査役の職務（仕事）を俯瞰します。
冒頭に監査役の職務がまさに「自分事」として身近に感じられるように、監査役等の法的責任に関する近時の事例を紹介し、また、企業統治の全体像、監査の要点を確認します。
企業統治の全体像として、業務執行・監督・監査の区別、国内外の監査役制度（わが国の監査役制度の特徴）、会計監査人と内部監査部門との関係、および監査役（会）設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の異同点を確認します。監査役等の責任については、さらに事例を用いながら、「任務懈怠責任」と「第三者責任」の性質および要件・効果を確認します。企業統治や監査は、とすると抽象的・観念的になりがちなテーマですが、具体的にわかりやすく解説を行っていきます。

<第2講> 講師 田中秀樹 東海大学教授・島田法律事務所客員弁護士

1993年日本興業銀行（現みずほフィナンシャルグループ）入行、みずほコーポレート銀行証券部、同監査役室、同法務部、みずほ銀行（中国）有限公司中国法務・コンプライアンス部共同部長、みずほ証券法務部長、同監査等委員会スタッフ等を歴任、2023年～東海大学法学部教授、2024年弁護士登録 研究業績として、「2023年中国会社法改正について―会社の機関に関する項目を中心に―」、「監査役制度のあり方―中国・台湾の監査役制度との比較を中心に―」、「経営危機時における取締役の債権者に対する責任について」等

第2講テーマ：監査役等に求められる行動と視点 ～監査の有効性を高めるために～

日常における監査活動（主に業務監査）を中心に解説します。
まず、年間の監査活動が凝縮される監査報告書の記載事項を確認します。その分析によって、適切な視点からの必要かつ十分な監査活動へとつなげることができるよう。その上で、そこで確認された主な監査活動の具体的方法（監査計画の作成、取締役会その他重要会議への出席、取締役や従業員との面談、往査、会計監査人・内部監査部門との連携、重要書類の閲覧、期末監査等）の要点について解説します。その中で、監査の有効性を高めるための視点についても適宜触れていきます。
最後に、監査役会および監査等委員会の運営方法に関してよく聞かれる疑問点について、質問役として新井義洋氏（日本監査役協会企画部企画課）の協力を得て、Q&A形式で整理していきます。

<第3講> 講師 松山 遙 弁護士（日比谷パーク法律事務所）

1995年裁判官任官、2000年弁護士登録（日比谷パーク法律事務所）、2002年日比谷パーク法律事務所パートナー就任 2013年～2022年 T&D ホールディングス社外取締役、2014年～2021年三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役、2014年～2022年三井物産社外監査役、2015年～2022年レスターホールディングス社外取締役、2023年～AGC社外監査役、2023年～東京海上ホールディングス社外取締役、2023年～三菱電機社外取締役

第3講テーマ：内部統制システム及び取締役の不正行為等に関する監視・検証

内部統制システム及び取締役の不正行為等に関する監視・検証を取り上げます。
内部統制システムについては、制度化の背景と実務上の必要性を確認した上で、取締役会規則・取締役会付議上程基準、役員選任プロセス、監査役への報告体制、監査役監査環境（スタッフ、予算・費用、専属顧問弁護士等）、内部通報制度等の要点を確認し、求められる内部統制システムの運用水準を整理します。
また、監査の中核となる取締役職務の不正行為等について、利益相反等、利益供与・賄賂・使途不明金等、特別背任、非通常の取引等の要点を確認します。さらに、有事または不正発見時の基本的な考え方をふまえ、調査等の進め方や事後対応における留意点を整理します。

<第4講> 講師 河江健史 公認会計士（河江健史会計事務所）

2002年東京北斗監査法人（現仰星監査法人）入所、2006年公認会計士登録、2007年～河江健史会計事務所代表、2009年～2012年証券取引等監視委員会課徴金・開示検査課（現開示検査課）証券調査官、2016年～FYI代表取締役、2021年～センクス監査法人代表社員 2016年～リビングプラットフォーム社外取締役、2017年～2025年シュバイツェル・インベストメント監査役、2022年～2024年サイバーステップ社外取締役

第4講テーマ：計算書類等及び事業報告等に関する監視・検証

計算書類等及び事業報告等に関する監視・検証を取り上げます。
計算書類等については、取締役の職務執行の監査において重要な部分を占める会計監査の視点から、財務諸表が作成される過程と分配可能額の算定方法、会計監査人との役割分担を概観した上で、不正会計等の具体例を通して不祥事の影響度を見ていきます。
その後、有効な監査手続やその可視化である監査調書の重要性（証拠能力の強さ）、親会社と子会社の関係、関連当事者への対応といった監査関連実務や、会計監査人との間の連携や監査報酬といった交渉、選解任の現実について確認し、不祥事に向かい合う監査役としての基本的所作を整理します。
また、事業報告等について、対処すべき課題や取締役報酬といった従前からの視点に加えて、ESGやサステナビリティといった新たな視点について整理し、重要視されてきている非財務情報の監査の主役も監査役であることを確認します。

<特別講演> 講師 弥永真生 明治大学教授

2002年～2021年筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、2021年～明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授。新司法試験委員、公認会計士試験委員を歴任 著書として、『リーガルマインド会社法〔第15版〕』（有斐閣、2021年）、『リーガルマインド手形法・小切手法』（有斐閣、2018年）、『リーガルマインド商法総則・商行為法』（有斐閣、2019年）、『法律学習マニュアル〔第4版〕』（有斐閣、2016年）、『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則〔第3版〕』（商事法務、2021年）、『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〔第4版〕』（商事法務、2022年）等



新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント

セミナー概要

新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説。

講師紹介 小林章博 弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所）

京都大学法学部卒。2009年11月～弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表。2014年4月～2015年3月同志社大学法科大学院兼任教員。2016年3月～船井総研ホールディングス社外取締役（監査等委員）、2017年4月～2022年3月京都大学法科大学院特別教授。
主な著作：『取締役会の法務〔I〕～〔VI〕』（旬刊商事法務2272号～2277号）、『内部通報制度の理論と実務〔第2版〕』（共著）（商事法務、2022年5月）。

開催日程等

- 開催日程：第1講：9月16日（火）10時～11時（講義50分＋質疑応答10分）第2講以降も同じ
第2講：9月30日（火）、第3講：10月14日（火）、第4講：10月28日（火）
- オンデマンド視聴期間：2025年9月16日（火）10時～2026年1月30日（金）17時
- 視聴方法：EメールにてLIVE配信視聴用URL・オンデマンド視聴用URLをご連絡します。
- 申込期限：2025年12月31日（水）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 取締役会が実質的に機能し与えられた役割を十分に発揮することは、会社の持続的成長と中業期的な企業価値向上のために極めて重要です。特に2015年6月から上場会社に適用が開始されたコーポレートガバナンス・コード（CGC）においても（最終改訂2021年6月）、基本原則の1つとして「取締役会等の責務」が掲げられ、近時、上場会社では、取締役会の実効性を高めるための様々な工夫が行われています。
- ◆ 一方、取締役会についても、株主総会と同様に、招集、決議、議事録等について法令上の規定が存在します。各社で取り組まれている実務上の工夫は、これら取締役会に関する会社法の規律を遵守した上に構築すべきものです。従って、取締役会担当者には、会社法が定める取締役会に関する規律を正確に理解した上で、取締役会の運営サポートや実務上の工夫に取り組むことが求められます。
- ◆ 本セミナーは、新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説します。1コマ1時間の取り組みやすい時間設定で、全4回で取締役会運営に関する会社法の規律を一通り学べるセミナーとなっています。

主要講義項目

【第1講】

- I はじめに
- II 取締役会の招集
 - 1 招集の必要性
 - 2 招集権者
 - 3 招集通知の発出時期
 - 4 招集通知の内容、方法
 - 5 招集手続の瑕疵

【第2講】

- III 取締役会の運営
 - 1 取締役会の運営、出席手段
 - 2 取締役会規則
 - 3 取締役会の議長
 - 4 取締役会の決議及び決議の省略（書面決議）
 - 5 取締役会への報告及び報告の省略

【第3講】

- IV 取締役会の決議事項
 - 1 会社法362条4項各号に定める事項
 - 2 その他の重要な業務の執行（会社法362条4項）とCGC
 - 3 上記以外の取締役会の専決事項
 - 4 競業取引・利益相反取引承認
- V 取締役会の報告事項

【第4講】

- VI 取締役会の議事録
 - 1 議事録の作成義務
 - 2 議事録の記載事項、添付資料
 - 3 議事録への署名・記名押印
 - 4 議事録の備置き、閲覧・謄写請求
- VII 取締役会の機能向上のための取組み
 - 1 取締役会の実効性評価
 - 2 任意の指名・報酬委員会

ベーシック会社法

～企業統治関係を中心に～

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE配信
- 収録配信 再募集

セミナー概要

企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法・関係法令、コーポレートガバナンス・コード等を整理し、法律知識にとどまらない必須の実務を解説。

講師紹介 増田健一 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

1986年東京大学法学部卒業、1988年弁護士登録（第二東京弁護士会）、1992年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)、1993年ニューヨーク州弁護士登録、1997年アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー（現任）、2019年～2022年東京大学大学院法学政治学研究所客員教授。その他、プライム市場上場企業数社の社外取締役、社外監査役を務めている。M&A、プライベート・エクイティ投資、コーポレートガバナンス、人事・労働関係案件、訴訟案件、その他企業法務全般において数多くの経験を有しており、クロス・ボーダー案件にも精通している。

開催日程等

- 開催日程：2025年10月2日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年10月1日（水）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆企業法務担当者にとって、実務の前提となる現行法制に関する基本的な知識の習得は必須であるといえます。
- ◆しかしながら、多くの担当者は、日々多忙な業務に追われ、法の全体像や実務の裏付けとなる法理を勉強することは、どうしても後回しになりがちです。
- ◆そこで、本講座では、企業法務・株式実務担当者の方を対象に、企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法および関係法令の基本事項、さらにはコーポレートガバナンス・コード等についても整理、確認した上、法律の知識にとどまらず担当者として必須の実務について解説します。
- ◆各社の法務・株式実務の担当部門に配属された新任・新入社員の方を想定した内容ですが、改めて会社法の復習と実務のつながりを確認したい実務担当者のご受講も歓迎いたします。

主要講義項目

- | | | |
|---|--|---|
| <p>I 株式会社に関する法体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社とはー 何のために会社を作るのか 2 会社法と法務省令 3 金融商品取引法と金融商品取引所規則 4 コーポレートガバナンス・コード 5 会社を規律するその他の法令 <p>II 株式と株主</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 株式とは 2 株式の譲渡 3 株券 4 株主名簿 5 株主の権利 6 新株発行と自己株式の処分 <p>III 会社の機関とその役割</p> <p>IV 株主総会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 株主の総意によって会社の意思を決定する機関 2 法定事項 3 招集 4 株主提案権 | <ol style="list-style-type: none"> 5 議決権 6 議事運営 7 決議 8 議決権行使の方法 9 定時株主総会スケジュール <p>V 取締役と取締役会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役 2 取締役会 3 代表取締役 4 業務執行取締役 5 社外取締役 6 取締役と会社との関係 7 取締役の責任 <p>VI 監査役と監査役会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選任等 2 人数 3 職務 4 権限 5 会社に対する責任・報酬 6 監査役会 <p>VII その他の機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計参与 | <ol style="list-style-type: none"> 2 会計監査人 <p>VIII 指名委員会等設置会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選択方法 2 指名委員会等設置会社における機関の概略 3 取締役・取締役会・指名委員会等 <p>IX 監査等委員会設置会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選択方法 2 監査等委員会設置会社における機関の概略 3 取締役・取締役会・監査等委員会 <p>X 代表訴訟ーその存在意義と概略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「株主代表訴訟」の意義 2 提訴権者 3 提訴前の手続 4 代表訴訟の手続 5 その他の会社訴訟 <p>XI 子会社関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 100%子会社とその他の子会社 2 親会社の子会社管理責任 |
|---|--|---|



リーガル・リサーチの実践手法と 2025 年の最新事情 ～リーガル・リサーチからリーガル・ラーニングへ～

セミナー概要

法律事務所ですぐリーガル・リサーチ業務を実践されている講師より、リーガル・リサーチの基本的知識から最新動向までを解説。対談パートでは、インハウスロイヤーとして活躍する根橋氏をゲストに招き、「調べておしまい」のリーガル・リサーチではなく、「リーガル・ラーニング」までに高めるための視座を示す。

講義時間

約 2 時間

講師紹介 **中村智子** 氏 (森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 図書担当)
根橋弘之 氏 (パナソニック ホールディングス株式会社 エグゼクティブ・リーガル・カウンセラー)

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月28日（月）10時～2025年9月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月22日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆リーガル・リサーチとは、法的問題を解決するために、法令、判例、文献、企業情報などの法情報を調査・分析することであり、法務審査スタッフにとっては業務上必須となるスキルの1つです。
- ◆しかし、昨今の急速なITの進化、あるいは各種データベースの整備・新設によって、その手法にも常に効率的な見直し・キャッチアップが求められます。この1年でもリサーチサービスの新規リリース、またデータベースのリニューアル等があり、最近では国会図書館のデジタル化により近く絶版書籍がオンラインで閲覧可能になるというニュースも話題になりました。
- ◆本講では、法律事務所ですぐリーガル・リサーチ業務を実践されている講師より、リーガル・リサーチの基本的知識をはじめ、どこでどのような情報をどのように得られるのか、各種情報へのアクセスや入手方法について解説いただきます。
- ◆あわせて、リサーチ対象として主要なデータベースの概要や特徴等もご紹介いただきながら、国内外の文献や判例の表記にも触れて、実務的な観点よりお話しいただく予定です。リサーチツールを使いこなすための基礎固めの機会としてご受講をおすすめします。
- ◆本年は、講師の所属している法律事務所にかつて弁護士として所属し、現在インハウスロイヤーとして活躍している根橋氏をゲストに招き、講師と対談を行います。外部弁護士、インハウスロイヤーという2つの観点からリーガル・リサーチについて講師と意見交換をします。また、生成AIを活用したリーガル・リサーチの可能性が広がる中、「ただAIに聞いて終了」ではなく、より多くの学びを得る「リーガル・ラーニング」の可能性についても議論いたします。

主要講義項目

- 1 対談
～リーガル・リサーチからリーガル・ラーニングへ～
- 2 リーガル・リサーチの基本的知識
 - ・法律文献の種類
 - ・企業法務に必要な情報
 - ・主要なデータベース
 - ・法令・判例データベースの変遷
- 3 主要なデータベースの概要と特長
 - ・法令
 - ・判例
 - ・図書館
 - ・企業情報
- 4 商用データベース
 - ・法令・判例・文献
 - ・企業情報
 - ・新聞雑誌等
- 5 サブスクリプション型法律書提供サービス
- 6 その他

実践から学ぶ！契約書審査業務の勘所 [2025年]

～他社の皆様どうしてですか？～

セミナー概要

大阪会場開催

2024年・2025年に実施した「実践で学ぶ契約書審査業務の勘所」では、50名を超える受講者がモデル契約書（売買基本契約書・業務委託経書）のレビューに取り組み、講師の添削を通じて実践力を養いました。本講座では、その中で見えてきた“陥りがちなミス”や“見落としがちなポイント”を紹介し、実務に役立つ契約書レビューの勘所を学びます。



講師紹介 大川 治 弁護士（堂島法律事務所）

松尾洋輔 弁護士（堂島法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：第1部 2025年9月18日（木）11時～12時（ZOOM開催）
第2部 2025年10月10日（金）14時30分～17時（大阪開催）
- 開催場所：堂島法律事務所 大阪事務所（大阪市中央区北浜 2-3-9 入商八木ビル4階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年10月9日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

[<申込画面>](#)



講座開設の趣旨

- ◆契約書審査をテーマにしたテキストやセミナーは世に溢れていますが、日々多くの契約書審査にあたる実務担当者の皆様は、実際の事案でどのように対応すべきか、ご自身や所属部署のやり方が正しいのかと悩まれたり、他社はどのように工夫しているのかが気になったりしたことがあるのではないのでしょうか。また、顧問弁護士にレビューを依頼しているが、指摘事項の意味や当否が判断できないとお困りのことはないのでしょうか。
- ◆そんなお悩みを解消すべく2024年と2025年に計4回実施（予定）した「プラクティス講座」では、受講者にモデル事例の売買基本契約書と業務委託契約書のレビューに取り組んでいただき、講師の添削・講評を通じて、AIレビューでは行き届かない「人の目」が必要となるポイントも含めた契約書審査の対応力に磨きを掛けていただきました。会場限定の企画ということもあり、充実した時間となりましたが、日々契約書レビューに取り組む実務担当者の実践から得られた様々な気づきは参加者以外の方々にとっても「宝の山」といえます。
- ◆本講座では、第1部で契約書レビューの基本的な考え方を解説したうえで、第2部ではプラクティス講座から抽出したエッセンスをご紹介しますことで効率よく契約書レビューについて学んでいただく機会を提供します。
- ◆講師を務めるのは、プラクティス講座に引き続き、多種多様なクライアントからの契約書レビュー依頼に対応してきた経験豊富なベテラン弁護士×プライム上場企業の企業法務部に出向し法務部員としての経験のある弁護士の二人です。
- ◆「通常業務をこなしながらの課題提出は負担が大きい」「会場限定とはいえ講評は気後れる」といった理由でプラクティス講座を見送られた方や、「プラクティス講座に乗り遅れた！」という方にお勧めの講座です。

印紙税の基本

～事例で学ぶ実務対応～

セミナー概要

書籍無料贈呈

講義前半では、印紙税の基礎知識や考え方を整理し、後半では、業務委託契約などの日常的に締結する契約だが印紙税の扱いとしてとくに間違いやすい事例をもとに受講者に考えていただきながら実務のポイントを整理。

講師紹介 山端美徳 税理士・行政書士（山端美徳税理士事務所・行政書士事務所）

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門（間接諸税担当）、同消費税課諸係長などを歴任。2008年退官、神奈川県相模原市で税理士登録。2010年ファイナンシャルプランナー登録（AFP）、行政書士登録。主著に本セミナーのテキストでもある『間違えと痛い!! 印紙税の実務Q & A [三訂版]』（2021年、大蔵財務協会発行）のほか、『文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック [新版]』（2020年、清文社発行）等がある。

開催日程等

- 開催日程：2025年9月5日（金）13時30分～17時
※本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月4日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

[<申込画面>](#)



講座開設の趣旨

- ◆印紙税の取扱いについては、そもそも課税文書とはどのような文書をいうのか、またどのような場合にどのような文書が課税文書に該当するのかなど、基本的な理解とその全体像を把握することなく、“従前どおり”として判断しているのが実情ではないのでしょうか。
- ◆一般的には「契約書には収入印紙を貼らなければならない」という意識はあるものの、契約書（文書）に応じて印紙税額が異なることから、実は誤った対応をしているケースや、作成される通数も膨大な数であることにより、結果として多額の過怠税が追徴されるケースも少なくなく、作成段階においていかに対応していくかが最も重要となります。
- ◆そこで、本セミナーでは、契約書等多くの文書業務を担当する総務部門、法務部門の方々を対象に、改めて印紙税の基本について整理するとともに、実務対応上の留意点について解説いたします。
- ◆講義前半では印紙税の基本的な知識や考え方を整理し、後半では、業務委託契約などの日常的に締結する契約だが印紙税の扱いとしてとくに間違いやすい事例をもとに受講者に考えていただきながら実務のポイントを整理していきます。
- ◆講師には、国税局にて印紙税の実務に関与されていた山端美徳税理士を迎え、とくに間違いやすい印紙税の実務については具体的なケースを紹介しながら、課税対象の判断基準のほか、印紙税調査の実情についても解説していただきます。

※テキストとして『間違えと痛い!! 印紙税の実務Q & A [三訂版]』（大蔵財務協会、2021年）を無料贈呈。



契約交渉ロールプレイング

～実務的な落としどころを探る～

セミナー概要

弁護士2名によるロールプレイ（直接交渉・Wordを使った間接交渉）や受講者同士の意見交換を通じて、契約書作成と交渉の実務を体感。雛形の使い方や修正の判断基準といった実務的な疑問に触れつつ、交渉学の知見を踏まえた「落としどころ」の見極め方を習得。秘密保持・業務委託契約等の基礎も解説し、確認テストで知識の定着を図る。

講師紹介 ▶ 吉岐祐哉 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

平山直樹 弁護士（平山総合法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2025年9月19日（金）14時30分～17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月18日（木）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、契約審査をご担当される方を対象に、講師の弁護士2名が目の前でを行うロールプレイング（直接交渉・Wordを使った間接交渉）や受講者同士での意見交換を通じて、契約書作成・契約交渉のイメージを掴むとともに、交渉学・交渉術の知見も踏まえた、最終的な「落としどころ」を見つけるための契約交渉の方法を会得することを目的としています。
- ◆契約書を作成して相手方に提示する際、はじめに自社で用意している雛形や、過去に締結された同類型の契約書を参考にすることがあると思います。しかし、具体的な事案において、雛形や過去の契約書をそのまま使用することが適切なのか（事案にあわせて変更すべき点がないか）、また、相手方に提示した後、相手方から修正要望があったときにどの程度であれば変更に応じてよいのかといった、「実務的な落としどころ」が分からないことも多いのではないのでしょうか。
- ◆本講座では、はじめに契約書における文言の使い方、実務上頻出の各契約書の特徴といった基礎知識と、交渉学・交渉術の知見をそれぞれ端的に解説した上で、講師の弁護士が二手に分かれて、目の前で交渉学・交渉術を活かした契約交渉のロールプレイング（直接の対面交渉と、Wordを使った間接交渉）を行いますので、契約書のどこに着目して交渉を進めるべきか、どうすれば双方が納得した「落としどころ」が見つけれられるのかなど、単なる契約書作成のための法律知識の習得にとどまらない、実践的な契約交渉の実務を体感することができます。
- ◆また、本講座では講師の弁護士双方の実体験を踏まえた「ちょっとした疑問・課題」についても紹介しながら講義を進めます。メインの対象者は法務初心者ですが、後輩・同僚・事業部門へ納得感のある説明がうまくできないと感じている方や普段の契約審査で取引相手から毎回同じような反論が戻ってくるがイマイチ腑に落ちていない方にとってもご参考になるかと思えます。本講座を通じて、契約書作成・契約交渉の第一歩を踏み出しましょう。

主要講義項目

1. はじめに知っておきたい契約書作成の決まり事

- (1) 「良い」契約書とは？—予防法務の観点から
- (2) 明確性と予測可能性を高めるために
 - ・要件と効果
 - ・原則と例外
 - ・期限の定め方—「明日まで」は明日やればよい？

2. 典型的な契約類型とその特徴・注意点

- (1) 契約全般について
 - ・雛形の使い方
 - ・契約書のどこに着目するか
 - ・交渉力に応じた対応の必要性
 - ・不合理な要望への対応
- (2) 秘密保持契約書
 - ・情報を開示する側にも開示される側にもなり得ること
- (3) 取引基本契約書
 - ・取引基本契約が必要なときは？
- (4) 業務委託契約書
 - ・目的物の完成まで求められるか

3. 契約交渉のロールプレイング —それぞれの契約書を基に

- (1) 交渉学・交渉術の概論
 - ・契約交渉のスタンス
 - ・無意味な交渉と、建設的な交渉
 - ・「自身の立場に固執せず、利害を見よ」
—ハーバード流交渉術の例
- (2) 秘密保持契約書
 - ・秘密保持契約書の必要性
 - ・秘密情報の定義・範囲
 - ・例外的な情報開示や複製をどこまで認めるか
 - ・損害賠償義務を設けることの意義・実効性
 - ・案件終了後の秘密情報の破棄
- (3) 取引基本契約書
 - ・基本契約書に記載すべき内容—どこまで記載するか
 - ・在庫負担や不適合物が納入されるリスク
 - ・継続した契約を突如解除されるリスク
 - ・信頼関係が構築できていない状態での契約締結
- (4) 業務委託契約書
 - ・成果物の完成が義務付けられているか
 - ・知的財産権の帰属
 - ・契約の途中解約を認めるか

4. 確認テスト

基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方〔全3講〕

～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

業務に直結するポイントを重点的に解説し、裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、AI契約書レビューサービスやChatGPT等の近時のトピックについても適宜取り上げ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指す。

講師紹介 ▶ 太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）

尾臺知弘 弁護士（丸の内総合法律事務所）

高橋香菜 弁護士（丸の内総合法律事務所）

視聴期間等

- 開催日程：第1講：10月8日（水）13時～17時30分（途中休憩を含む） 第2講以降も同じ
第2講：10月15日（水）、第3講：10月24日（金）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年10月7日（火）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆契約書の管理業務（プランニング、起草、審査、交渉、締結、改訂等）に携わる実務担当者が身に付けておかなければならない法律上・実務上の基礎知識は、きわめて多岐に亘ります。しかし、それらを短時間のうちに効率良く学ぶことのできる機会は、意外と少ないのが実情のようです。
- ◆そこで、本講座は、多忙な実務担当者の皆様が、契約書の管理業務の遂行に必須の基礎知識を、集中的に、また、過不足なく習得していただけるよう、全3講・計12時間のプログラムをご提供しています。
- ◆講義は、実用知識の習得を眼目とし、実際の業務に直結するポイントを重点的に解説するとともに、実務の裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指します。

主要講義項目

第1講 契約・契約書の基礎知識

1. 「契約」とは、「契約書」とは何か
2. なぜ、「契約書」を作らなければならないのか
— 契約書の意味
3. 「契約書」における文言はどのように解釈されるのか
4. 契約書の形式（その1）本文以外の形式等
5. 契約書の形式（その2）署名・記名押印
6. 契約書の形式（その3）約款について
7. 契約書の形式（その4）電子契約について
8. 契約書の内容 契約書に記載したことは全て効力を発するのか
9. 契約の内容に「執行力」をもたらすためには

第2講 契約書の作り方・読み方（総論）

1. 各種の契約書における条項の基本的な構成イメージ
2. 「何をするのか」・・・当事者それぞれの履行すべき内容に関する条項の例
3. 主として契約の効力の存続に関する条項の例
4. 主として何らかの問題が生じる場合に備える条項の例
5. その他の一般条項の例
6. 具体的な条項の作成にあたって

第3講 契約書の作り方・読み方（各論）

1. 売買契約と売買取引書
2. （売買）取引基本契約と取引基本契約書
3. 不動産賃貸借契約と賃貸借契約書
4. 業務委託契約（システム開発委託契約を含む）とその契約書
5. ライセンス契約とライセンス契約書
6. 秘密保持契約と秘密保持契約書



苦手意識克服！

実務に役立つ英文契約入門

セミナー概要

英文契約のドラフティングを行うために、必要となる基礎的知識を効果的に学習できるように設計された入門講座。ドラフティングのための基礎的知識だけでなく、自社に有利な契約条件への修正方法などについても具体例を用いて解説。英文ライティングスキルを向上させるための方法や習慣なども紹介。

講義時間

約3.5時間

講師紹介 **辻野篤郎** 弁護士（あしたの獅子法律事務所）

司法試験合格後、大手メーカーに法務担当者として就職。同社にて、国際仲裁、M&A、特許ライセンス、金融法務、グローバルコンプライアンス体制の構築、プロスポーツビジネスなど、国内外の様々な法務業務を経験。その後、名門法律事務所に入所し、地方自治体、大手メーカー、製薬企業、中小企業、ベンチャー企業等への法的助言や英文契約を含む各種契約書の作成支援、企業間取引紛争など幅広い業務を担当。大手メーカーの海外法務担当者として、英文契約の審査業務に従事していた経験を活かし、企業目線に立った戦略的な契約条件の提案や、交渉を有利に進めるための助言、英文契約に関する企業向けの研修や指導も得意としています。2021年に「あしたの獅子法律事務所」を設立し、現在は同所の代表弁護士として活躍中。日英バイリンガル（TOEIC 990点）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年5月28日（水）10時～2025年10月31日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月30日（火）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 企業の法務担当者が英文契約のドラフティングを行うために、必要となる基礎的知識を効果的に学習できるように設計された入門講座です。
- ◆ 本講座では、企業法務及び国際法務に精通し、大手メーカーの海外法務担当者として、英文契約の審査業務に従事していた経験を有する辻野篤郎弁護士を講師に迎えます。
- ◆ 講座の導入部分ではドラフティングのための基礎的知識だけでなく、英文契約にまつわるよくある失敗事例について講師の実体験も交えながら取り上げます。その上で、自社に有利な契約条件への修正方法などについても具体例を用いて解説します。
- ◆ また、英語による会話力やライティングスキルを向上させるための方法や習慣なども、紹介します。1コマ1時間の取り組みやすい時間設定で、全4回で英文契約の基本を一通り学べます。
- ◆ 新しく法務部に配属された方だけでなく、英文契約について苦手意識をお持ちの方や、これからしっかり勉強していきたいとお考えのすべての法務担当者にとって、必要な知識を、効率的に、かつ、楽しく学習できる最適な講座となっています。



契約実務入門

～基本と個別契約類型で理解を深める～〔全4講受講〕

セミナー概要

初めて契約業務に携わることとなった担当者を対象として、あらゆる契約形態に共通する基本事項を確認するとともに、それを土台に、個別の契約類型について理解を深める構成で解説。

講義時間

約3時間

講師紹介 **村田充章** 弁護士（弁護士法人英知法律事務所）

同志社大学法学部卒業後、2008年弁護士法人英知法律事務所入所。現在同事務所パートナー弁護士。専門分野は、企業の賠償責任保険法務、契約関係法務、交通事故関係法務、労働関係法務、その他企業法務全般。著作として、「Q & A 個人情報保護法の法律相談」（共著）、「『Q & A』で明らかになった改正個人情報保護法対応の重要ポイント」、「違法とならないネットライフ」（共著）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月3日（木）10時～2025年10月14日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月6日（月）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分【全講受講】

＜申込画面＞



：33,000円【基本編＋1類型セレクト受講】

講座開設の趣旨

- ◆ 契約書作成（審査）にあたっては、実務担当者として身につけておくべき法律の基礎知識が必要となることはもちろんですが、そもそも契約書がどのような意味を持ち、各条項がどのような役割を果たすのかについてまで理解しておくことが重要です。
- ◆ また、紛争時に自社にとって有利に働く契約条項が定められるかどうかガリスマネジメントとして求められるスキルになりますが、経験の浅い担当者にはその予測判断もなかなか難しいところです。
- ◆ 本セミナーでは、主に初めて契約業務に携わることとなった担当者を対象として、あらゆる契約形態に共通する基本事項を確認するとともに、それを土台に、個別の契約類型について理解を深める構成で解説を行います。
- ◆ 基本編では、まずは、そもそも契約書とは何か、契約が締結されるまでに何が行われるのか、契約締結後に実務上生じる動きについて、といった契約（書）の基本を整理した上、実務対応上の着眼点を解説いたします。
- ◆ 個別の契約類型として、「秘密保持契約（NDA）」、「取引基本契約」、「業務委託契約（請負型）」の3つを、ご視聴いただきやすい講義時間でご用意しました。多くの企業でよく用いられる契約類型を取り上げ、実際の各契約条項について、具体的にどのような検討をしていくことが自社に有利に働くのか、その判断基準は何かについて、実務的観点から具体的に解説していきます。ご関心のある類型を選んでご受講いただくことも可能です。

基礎から確認 契約業務の実用知識

～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～

セミナー概要

書籍無料贈呈

実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進める。電子契約についても簡単に解説。

講義時間

約4時間

NEW

割引有

会場

限定

交流会

会場

開催

LIVE

配信

収録

配信

再募集

講師紹介 堀江泰夫 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 法務部シニア管理職(当時)/司法書士(東京司法書士会) 日本大学法学部非常勤講師

日本大学法学部非常勤講師 1983年早稲田大学法学部卒業、同年(株)リクルートコンピュータプリント入社。1989年司法書士試験合格、翌年(株)西友に入社し、法務部で10年間、株式業務、契約業務、債権回収業務、訴訟対応、M&A業務等を担当。その後、(株)ベルシステム24、(株)ドコモAOL、日本調剤(株)の各社法務部門を経て、2005年9月に新日鉄化学(株)(2018年10月1日付で日鉄ケミカル&マテリアル(株)に商号変更)に入社。2005年3月司法書士登録(東京司法書士会)。日本大学法学部非常勤講師(2010年4月～)、日本組織内司法書士協会会長(2013年8月～2017年8月)。現在同協会顧問。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月4日(金)10時～2025年10月31日(金)17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月24日(金)
- 受講料：38,500円(税込) / 1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ AIによる契約書審査・作成が一般的になり、各社が、様々なリーガルサービスを提供しています。リーガルテックの進歩により、AIによって法務担当者が契約業務から解放されるとする意見も一部にはあります。しかしながら、契約書は、相手方との交渉の結果、言い換えれば妥協の結果成立するものです。契約合意に至るためには、AIに任せきりにすることはできず、法務担当自身がある程度契約業務に精通し、判断することができなければなりません。
- ◆ 契約業務(契約の審査・作成)をこなすには、関連する法律の理解(法律知識の習得)が必要であることは当然ですが、契約業務をスムーズにこなすには、多岐にわたる実務的・方法的な技術(スキル)、いわゆる「実用知識」の修得が必須となります。
- ◆ 契約業務に必要な「実用知識」は、法律書籍・雑誌やセミナーから得られる機会は限られており、OJTを通じて習得されるのが一般的だと思われます。しかしながら、自社の先例にとらわれてしまい、とすれば基本概念の認識が薄れ、応用がききにくい状況におちいる懸念もあります。
- ◆ そこで、「基本に沿った」契約業務に必要な各種の実用知識を、担当者の皆様が短時間のうちに効率的に学んでいただくことができるよう、現役の企業法務担当者であり豊富な職歴・実務経験を有する堀江泰夫氏を講師に招聘し、掲題の講座を開設します。
- ◆ 本講座では、あくまでも実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進めます。

※サブテキストとして、講師の著書『契約業務の実用知識(第3版)』(商事法務、2025年6月)を無料贈呈。

事例で学ぶ 契約の実務

～秘密保持契約、取引基本契約における留意点～

セミナー概要

秘密保持契約書の事例から、その誤解、落とし穴を検討し、継続的売買契約の事例から、基本契約と個別契約の各条項との関係について整理。契約締結から解消に至る各段階の交渉(検討)ポイント、自社に有利に働く条項の考え方、契約交渉の留意点等を解説。

講義時間

約3時間

NEW

割引有

会場

限定

交流会

会場

開催

LIVE

配信

収録

配信

再募集

講師紹介 遠藤元一 弁護士(東京霞ヶ関法律事務所)

日本ガバナンス研究学会 理事、日本公認会計士協会 倫理委員会有識者懇談会 委員、著作として、『第三者委員会報告書 30選』(商事法務、共編著)、ビジネス法務「契約不適合責任をめぐる問題と対応方針」2021年12月号等。企業法務全般をてがけるが、契約法、倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法(使用者側)、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月10日(木)10時～2025年10月31日(金)17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月24日(金)
- 受講料：33,000円(税込) / 1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 最近では契約書のひな形やマニュアル、リーガルテックツール等が充実し、手軽に利用できる環境が整っているため、契約実務の基本を理解していなくても、営業部門からの契約相談に対応できてしまうケースが見受けられます。
- ◆ しかし、締結しようとする趣旨と契約書とが過不足がある等フィットしていないとか、条項の定め方に思わぬ落とし穴があったりしたことによるトラブル等も少なくありません。
- ◆ 本講座では、まず、製造委託契約、業務委託契約、M&A契約、コンサルティング契約、共同開発契約等、多くの局面で締結される秘密保持契約書の事例から、その誤解、落とし穴を検討します。
- ◆ 次に、事業会社において基本となる継続的売買契約を題材として、基本契約と個別契約の各条項との関係について整理し、契約締結から解消に至るまで各段階における交渉(検討)ポイント、特に自社にとって有利に働く条項の考え方、契約交渉における留意点等について解説します。

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント

セミナー概要

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイントについて、わかりやすく整理。法制化の最新動向についても、簡単に紹介。

講義時間

約2.5時間

講師紹介 ▶ 宮内 宏 弁護士（宮内・水町IT法律事務所）

電子契約、電子文書保存、電子文書の法的有効性確保、電子帳簿保存法対応、IT法務、企業法務等に豊富な実績／日本電気株式会社（NEC）にて、情報セキュリティ、AI（機械学習）、コンピュータアニメーション等の研究開発に従事した後、弁護士登録／内閣官房トラストに関するワーキングチーム、デジタル庁トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ等、電子取引関係法令の法制化整備に参画／地方公共団体審議会委員、省庁委員会委員、監事・監査役等就任多数。法政大学非常勤講師

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月11日（金）10時～2025年9月11日（木）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月4日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 新型コロナ危機等を受けた企業行動・社会通念の変化を受けて、「電子契約」の導入が加速的に進みつつあるなか、行政からも、それを後押しするように近時、多くのQ&A、解釈指針などが出されています。また、デジタル庁は、創設以来、官民を通じた社会のトラストの確保など、信頼性・安全性向上を進めています。
- ◆ もっとも、このような電子契約の導入の流れの中で、自社でもその導入を検討するに当たっては（あるいは取引先から求められて電子契約での締結に合意するに当たっては）、法的リスク・留意点や、実務体制上のメリット・デメリット、電子証明書の発行や電子署名の実施方法の選択などの必要となる対処も十分整理・把握しておく必要があります。
- ◆ また、電子契約を段階的・部分的に導入する場合など、契約書・文書管理の観点からも、保存に関する規制・ルールや、社内の内部統制等の観点、さらには訴訟対応等の法的対応との関係をも踏まえた、これまで以上に効率的で正確な、全体で整合のとれた文書管理も求められると考えられます。
- ◆ 民事裁判の電子化について、改正民事訴訟法が2026年5月までに全面施行される運びとなっています。この改正により電子文書の証拠提出が本格化するため、それに備えた電子文書管理が必要です。
- ◆ そこで、本セミナーでは、電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイントについて、わかりやすく整理していただきます。また、改正民事訴訟法の施行など、法制化の最新動向についても、簡単に紹介します。

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

契約交渉の要点

～提案された契約書案を的確に修正する技法～

セミナー概要

相手方との力関係等を踏まえて、契約書交渉における主導権や時間的制約といった前提条件が契約交渉に与える影響を説明したうえで、「都合の悪い条項を削除した際の影響」「修正の限界と優先順位の付け方」など、現場で直面する課題に対応するための実務的な知識をわかりやすく解説。

講義時間

約2時間

講師紹介 ▶ 太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了（51期）。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。平成24年マークテック株式会社監査役。平成26年ジークライト株式会社社外取締役。令和元年株式会社デコルテ・ホールディングス社外監査役（現任）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月22日（火）10時～2025年9月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月22日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 契約交渉はビジネスの成功を左右する重要な局面です。最終的に締結された契約書の内容次第で将来のトラブルや損失のリスクが大きく変わることから、事前の契約書案の交渉段階で的確な修正を行うスキルが求められます。しかし、実際の交渉では、契約書案の作成や修正において主導権を握れない場合や、不利な条項が残るまま締結に至るケースも少なくありません。こうした課題を的確に把握し、交渉を有利に進めるための具体的な修正方法を理解し、場面に応じて使うことができるようにしておくことが必要です。
- ◆ 本講座では、相手方との力関係等を踏まえて、契約書交渉における主導権や時間的制約といった前提条件が契約交渉に与える影響を検討します。そのうえで、「都合の悪い条項を削除した際の影響」「修正の限界と優先順位の付け方」など、現場で直面する課題に対応するための実務的な要点を押さえます。さらに、業務委託契約書を題材とした事例研究を通じて、修正に応じてもらえない場合の対応策や避けるべき修正方法などについても、具体的な場面で活用する方法を実践的に学んでいきます。

部品供給事業者（Tier1 事業者・Tier2 事業者）の 法務担当者が知っておきたい法務論点

セミナー概要

製造業を中心にした部品供給事業者において特に問題となりやすい法務論点にフォーカスし、日常の取引・契約実務から積極的な成長施策の場面まで幅広く法務問題を解説。

講師紹介 藤田知也 弁護士・ニューヨーク州弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー。

企業法務全般を幅広く取り扱う。特に、製造業に関する M&A 案件や公取委審査対応に豊富な経験を有するほか、外為法関連相談、コーポレートガバナンス、危機管理・コンプライアンス対応、人事労務対応など、企業が直面する様々な法律問題に対応する。The Best Lawyers in Japan (Corporate / M&A)、Legal 500 Asia Pacific (Antitrust and Competition) など、M&A 分野と独占禁止法分野の両方で外部から高く評価を受けている稀有な存在。2006 年東京大学法学部卒業、2009 年 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 に出向（～2011 年）。2013 年 デューク大学 ロースクール 修了。2013 年 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2014 年）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月23日（水）10時～2025年9月24日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月16日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆日本の「ものづくり産業」は、現代においても日本の経済を支える重要な基幹産業であり続けており、日本の高品質な製品や技術革新を支えています。とりわけ、複雑な製造工程を伴う「ものづくり」は、競争力を有する日本の製造業の代名詞ともいえる存在であり続けています。
- ◆このような製造工程においては、一次請け事業者（Tier1）、二次請け事業者（Tier2）といった、完成品製造のエコシステムを構成する部品供給事業者が重要な役割を果たしています。そして、部品供給事業者においては、サプライチェーンにおけるポジション、また近時の事業環境を踏まえた様々な法務上の留意事項が存します。
- ◆日常の取引においても、部品供給事業者は一面でサプライヤーでありもう一面で顧客であるという二面性に留意して契約書を取り扱う必要があります。その正確な対応には背景となる法務知識が必須です。また、複雑多様化した日本の製造業においては、特定の部品を取り扱う事業者が限定的で寡占化しやすいという事情から、さまざまな取組みにおいて独占禁止法の問題がかかわります。さらに、サプライチェーンを取り巻く新しい議論にも目を配る必要があるとともに、近時の事業承継問題の対応としてサプライチェーン内での M&A という手法も増えている中、上場会社における M&A の活性化と相まって、その法務面の理解は必須知識となってきています。
- ◆そこで本講では、日本経済を支える製造業を中心にした部品供給事業者において特に問題となりやすい法務論点にフォーカスし、日常の取引・契約実務から積極的な成長施策の場面まで幅広く法務問題を解説し、事業部や経営企画部と伴走できる法務担当者になっていただくことを目指しています。

法務スタッフのための

「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 ～実務から考える契約条項の基本と実践～（全2回）

セミナー概要

日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理した上で、知的財産、M & A をめぐる契約上の留意点も取り上げ、具体的・実践的なスキルを解説。

講師紹介 第Ⅰ部 片桐大 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

第Ⅱ部 上村哲史 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

藤田知也 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

企画監修 藤原総一郎 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月27日（水）～2025年11月28日（金）
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年11月20日（木）
- 受講料：55,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆法務スタッフとして、契約の作成、審査等の業務に関する一般的な知識を身に付けておくことの重要性はいまでもないどころですが、個別・具体的な場面において取引類型や取引実態に応じた契約条項となっているか、過不足なく適切な契約書面になっているかどうかをチェックし、会社にとってのリスクを的確に把握して、想定されるさまざまなリスクに対応した内容の契約書に仕上げることができるかどうかは、その後のリスクマネジメント上も大きなポイントになります。
- ◆弊社ビジネス・ロー・スクールでは、日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理し、実務において有用かつ実践的な契約文言案等を習得していただいた上で、とくに最近問題が多く見受けられる知的財産、M & A をめぐる契約上の留意点もそれぞれ取り上げ、具体的・実践的なスキルを身につけていただけるよう研修講座を開設しました。
- ◆2025 年より、受講の利便性を高めるため、従来の 3 日間形式から、2 日間（全 4 コマ・計 8 時間）の集中研修形式へと変更しました。研修内容は、第Ⅰ部「契約条項の基本と実務」において「契約類型ごとの留意点とチェックポイント」に重点を置いて解説。第Ⅱ部「知的財産権と M&A」では、各テーマをよりコンパクトにまとめ、「これだけは押さえておきたい」ポイントにフォーカスして学んでいただきます。

NEW 割引有

会場限定 交流会

会場開催 LIVE 配信

収録配信 再募集



3時間で分かる

個人情報保護法の基礎と実務

セミナー概要

個人情報保護法の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で、実務上どのように対応すればよいかを身につけられるように具体的に解説。

講師紹介 **影島広泰** 弁護士（牛島総合法律事務所）

一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『個人情報関連法令スピードチェック』（商事法務、2024）、『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』（商事法務、2021）ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2025の「TMT（技術、メディア及び通信）」でLeading individuals。

開催日程等

- 開催日程：2025年8月27日（水）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年8月26日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は、BtoC企業のみならずBtoB企業にとっても、企業が事業を営む上で必ず接することになる規制の一つです。ビジネスそのものの対象ではないとしても、従業員や取引先とのかかわりの中でも守るべきルールです。さらに、企業が保有するデータをビジネスに利活用する動きが近年特に高まっていますが、データの代表格としても個人情報がまず意識されるでしょう。
- ◆この講座では、個人情報保護法というルールを守り、データとしての個人情報の有用性を発揮していくためのポイントを掴んでいただくことを目的としています。まずその軸として理解しておきたい基本の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で実際にどのように対応すればよいのかをイメージいただけたところまで解説します。
- ◆グローバル社会の中での価値観や技術などの変化に伴い、「個人情報」と日本語で呼ばれるデータをめぐるルールは今後も進展していくものです。この講座を通じて、変化にキャッチアップできるようなしっかりとした基礎を身につけましょう。

主要講義項目

I 個人情報保護法とは

- 1 そもそも何のためのルールか
～有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護～
- 2 押さえておきたいキーワード
～「個人情報」とは、「個人データ」とは～
- 3 いわゆる「プライバシー」との違い
- 4 個人情報保護委員会とは

II 場面でわかるチェックポイント

- 1 「取得」の場面
 - ・利用目的の特定と通知等
～AIのプロンプトに入力して分析する場合～
 - ・利用目的の変更
～ダイレクトメール目的を後から追加できるか～
 - ・不適正取得
～提供元が同意を得ていないのに取得したら違法か～
- 2 「利用」の場面
 - ・目的外利用の禁止
 - ・不適正利用の禁止
～不当な行為を助長するおそれとは？

3 「保存・管理」の場面

- ・安全管理措置～外国の個人情報保護法制を調査しなければならない場合は～
- ・委託先の監督
～委託契約の条項のチェックポイント～

4 「提供」の場面

- ・第三者提供～社内での情報共有に同意が必要か～
- ・委託～委託（同意不要）と第三者提供（同意必要）の切り分けの基準は～
- ・共同利用～過去に取得済みの個人データは共同利用できるか～
- ・外国にある第三者への提供～外国の現地法人と共同利用できるか～

5 本人からの権利行使

- ・開示請求～「私の個人情報を全て開示せよ」と請求があった場合の対応～
- ・利用停止等の請求～「私の個人情報を全て消去せよ」と請求があった場合の対応～

6 社内ルールとプライバシーポリシー

- ・個人情報取扱規程
- ・プライバシーポリシー

7 万が一、漏えい等が発生した場合の対応

- ・氏名と住所しか分からなければ、全員に郵便を送付しなければならないのか？

個人情報関連法令の総ざらい

～ケーススタディに基づいて～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信

書籍無料贈呈

セミナー概要

ケーススタディも交えながら、適用される個人情報関連の法令を具体的に解説。

(本講は 2025 年 1 月 24 日収録セミナーの再募集です)

講義時間

約 3 時間

収録
配信

再募集

講師紹介 **影島広泰** 弁護士 (牛島総合法律事務所)

一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『個人情報関連法令スピードチェック』(商事法務、2024)、『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』(商事法務、2021)ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2025の「TMT(技術、メディア及び通信)」でLeading individuals。

視聴期間等

- 2025年7月4日(金)～2025年9月12日(金) 17時
- 視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限: 2025年9月5日(金)
- 受講料: 33,000円(税込) / 1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 個人情報の取扱いに関する案件を検討する際、個人情報保護法以外にどのような法令が問題となるのかがよく分からないとの声を聞きます。
- ◆ 本セミナーでは、個人情報に関する案件を検討する際に問題となり得る法令やガイドラインのポイントを、ケーススタディをベースとして、3時間で総ざらいします。

※本セミナーは、ご好評頂いた「個人情報関連の法務相談でチェックすべき法令総ざらい」(2023年12月15日)を再構成したものです。

※参考資料として、上記セミナーをきっかけに刊行した『個人情報関連法令スピードチェック』(商事法務、2024年)を無料贈呈。

主要講義項目

第1章 一般的に適用される法令

Case 1: 顧客に向けてダイレクトメールを送信する場合

- ① 電気通信事業法
- ② 特定商取引法
 - ・ 通信販売
- ③ 消費者契約法
- ④ 特定電子メール法
- ⑤ 民法の定型約款
- ⑥ 個人情報保護法 (マイナンバー法)
- ⑦ 刑事罰があるもの

Case 2: 位置情報を使ったマーケティングを行う場合

- ① 独占禁止法
 - ・ 優越的地位の濫用
 - ・ 特定デジタルプラットフォーム透明化法
- ② プライバシー権・肖像権 (不法行為)

第2章 労務・人事分野

Case 3: 採用応募者のリファレンス・チェックを行う場合

- ① 職業安定法

Case 4: 従業員の感染症に関する情報を社内内で共有する場合

- ② 労働安全衛生法

Case 5: 従業員のモニタリングを行う場合

第3章 金融分野

Case 6: 金融機関に対してITサービスを提供する場合

- ① 個人情報保護法の金融分野ガイドライン
- ② 安全管理措置等実務土心
- ③ 金融庁の監督指針
- ④ FISC 安全対策基準

第4章 ヘルスケア・医療分野

Case 7: スマートウォッチの生体情報を使ってサービス提供する場合

- ① 個人情報保護法の医療分野ガイダンス
- ② 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン
- ③ 次世代医療基盤法
- ④ 薬機法
- ⑤ 各種倫理指針
- ⑥ 3省2ガイドライン
 - ・ 医療情報安全管理ガイドライン
 - ・ 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン
- ⑦ 民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針

世界のデータ保護規制のポイントと最新対応実務 ～ AI と GDPR を中心に～

セミナー概要

各国で公表されている GDPR の執行事例の情報も踏まえて、対応のポイントを検討し、併せて、最近動きが非常に激しくなっている AI とデータ保護の関係、世界のデータ保護規制の動向を見て整理する。

講義時間

約 2.5 時間

講師紹介 **中崎 尚** 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

東京大学法学部卒業、2001年弁護士登録。2008年コロンビア大学ロースクール LL.M. 卒業。2008年～2009年米国 Arnold & Porter 法律事務所にて勤務、同年復帰。2013年スペシャル・カウンセラー就任。2016年経済産業省「経済産業省・総務省 IoT 推進コンソーシアム データ流通推進 WG」委員、2018年経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン検討会」委員、2019年「エンターテインメント・ローヤーズ・ネットワーク（ELN）」幹事、2020年経済産業省「AI 社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員、2022年内閣府「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」構成員、2022年経済産業省「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」ワーキンググループ構成員、2023年経済産業省「AI ガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営」有識者検討委員会委員。

視聴期間

- 視聴期間：2025年6月18日（水）10時～2025年8月25日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月18日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 2018年5月の一般データ保護規則（GDPR）の適用開始から7年が経過し、数多くの制裁事例が報じられていますが、EU各国のデータ保護当局を監督する EDPB（European Data Protection Board）は、各国当局にさらに活発な動きを求めており、今後よりアグレッシブな動向が予測されています。すでに日本企業のグループ会社が制裁を受ける事例が複数報じられており、日本企業にも無縁ではないことが露になっています。
- ◆ 欧州以外、たとえば、米国の各州やインドのように、これまで個人データ保護法制を有していなかった国・地域でも個人データ保護規制の導入がされており、世界のデータ保護規制のポイントを抑える必要が高まっています。
- ◆ AI と個人データの関係も注目されています。イタリアでは ChatGPT に関する GDPR 違反が認定され、1500万ユーロの制裁金と啓蒙活動が命じられました。EU各国のデータ保護当局は ChatGPT に対する調査を継続しています。中国発の DeepSeek に対しては、EU だけでなく他の西側諸国のデータ保護当局がサービス停止を命じています。
- ◆ 本講座では、直近で公表されたガイドラインの概要をご紹介します。各国で公表されている GDPR の執行事例の情報も踏まえて、対応のポイントを検討します。併せて、最近動きが非常に激しくなっている AI とデータ保護の関係を見ていきます。最後に、世界のデータ保護規制の動向を見ていきます。

NEW 割引有

会場限定 交流会

会場開催 LIVE 配信

収録配信 再募集

1時間で押さえる

生成 AI 利用の社内ポリシー作成のポイント

セミナー概要

企業の総務部・法務部の方を対象に、生成 AI（サービス）を利用するにあたっての社内ポリシーの作成のポイントを短時間で端的に解説。一般的な生成 AI の利用ポリシーの記載例などを紹介し、社内ポリシーの作成にあたっての考え方を整理。

講義時間

約 1 時間

講師紹介 **上村哲史** 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

1999年早稲田大学法学部卒業、2001年早稲田大学大学院法学研究科卒業。早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師（著作権等紛争処理法）（～現在）。主要取扱分野は、知的財産権・IT・エンターテインメント分野の取引案件や紛争案件、個人情報・消費者法など。Best Lawyers in Japan™ の Arbitration and Mediation、Intellectual Property Law、Media and Entertainment Law 分野で高評価（2019年～2024年）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月8日（火）10時～2025年9月8日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月1日（月）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 2022年に ChatGPT のサービスが開始され、生成 AI が身近なものとなりました。生成 AI の発展は目覚ましく、有効的に活用できれば、業務を効率化し、新たなビジネスチャンスをつかむことができます。
- ◆ 他方で、まだ新しい技術であり、その利用には、法的リスクが存在します。近年では、経産省が「AI 事業者ガイドライン」を作成したり、日本ディープラーニング協会が「生成 AI の利用ガイドライン」を公表したりと徐々に利用にあたっての留意点や記載例が整理され始めましたが、多くの企業が自社内で利用ルールを整備できていないのが現状です。
- ◆ 本セミナーでは、生成 AI の利用を検討している企業や、生成 AI の利用を始めてはいるが社内的なルールなどの整備ができていない企業の総務部・法務部のかたを対象に、生成 AI（サービス）を利用するにあたっての社内ポリシーの作成のポイントを短時間で端的に解説いたします。
- ◆ 一般的な生成 AI の利用ポリシーの記載例などを紹介しつつ社内ポリシーの作成にあたっての考え方を整理していますので、自社に置き換えて実践いただける内容となっております。

令和7年改訂「営業秘密管理指針」完全講義

～企業を守るリスクマネジメントと最新判例～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

改訂指針の要点を踏まえつつ、不正競争防止法上の営業秘密の保護要件（秘密管理性・有用性・非公知性）について、各要件の趣旨・裁判例の展開を丹念に解説し、実務において重視すべき管理・運用上の留意点を明らかにする。

講師紹介 **山根崇邦** 同志社大学法学部教授

2009年12月 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。

2010年4月 同志社大学法学部助教

2013年4月 同志社大学法学部准教授

2019年4月 同志社大学法学部教授（現職）

経済産業省知財法制検討会委員、農林水産省農業分野におけるノウハウ等の保護方策検討会委員、日本弁理士会中央知的財産研究所研究員を歴任。弁護士・捜査機関からの事件相談、新聞社からの取材依頼も多数。

主著に『知的財産法政策学の旅』（共編著、弘文堂、2023年）、『知財のフロンティア1・2』（共編著、勁草書房、2021年）

開催日程等

- 開催日程：2025年9月9日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月8日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年、従業員による営業秘密の持ち出しや、競業他社への漏洩リスクが一段と高まっています。営業秘密関係民事訴訟の新受件数（全国地裁第一審）は、令和元年の33件から令和5年には48件へと増加し、また、営業秘密侵害事犯の検挙件数も、平成26年の11件から令和5年には26件へと増加しています。営業秘密の適切な管理と侵害リスク対策は、内部統制やガバナンス強化の観点からも、今や企業にとって避けて通れない経営課題となっています。
- ◆こうした状況に対応するため、経済産業省は本年3月、「営業秘密管理指針」の大幅な改訂を行いました。今回の改訂では、①働く環境の変化（テレワークの普及）、②情報管理の変化（クラウド利用の普及）、③技術動向の変化（生成AIの台頭、リバースエンジニアリングの普及、ダークウェブの出現）を踏まえ、営業秘密管理に必要な実務対応について、記載内容の整理・拡充が図られています。また、最新の民事・刑事裁判例を踏まえた実務指針も盛り込まれ、より戦略的な管理体制構築が求められる時代となりました。
- ◆本講座では、改訂指針の要点を踏まえつつ、不正競争防止法上の営業秘密の保護要件（秘密管理性・有用性・非公知性）について、各要件の趣旨・裁判例の展開を丹念に解説し、実務において重視すべき管理・運用上の留意点を明らかにします。また、営業秘密に該当しない情報について、限定提供データや契約等による保護手段も整理し、企業における知的財産リスクマネジメントの実践的な視点を提供します。

主要講義項目

- | | |
|---|---|
| <p>I 不正競争防止法による営業秘密の保護</p> <p>1 特許と営業秘密</p> <p>2 営業秘密の保護と利用のバランス</p> <p>3 営業秘密の保護要件</p> | <p>IV 有用性</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 指針の要点と裁判例</p> <p>3 実務対応のポイント</p> |
| <p>II 令和7年改訂「営業秘密管理指針」の概要</p> <p>1 改訂の経緯・目的</p> <p>2 主な改訂内容</p> | <p>V 非公知性</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 指針の要点と裁判例</p> <p>3 実務対応のポイント</p> |
| <p>III 秘密管理性</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 指針の要点と裁判例</p> <p>3 実務対応のポイント</p> | <p>VI 営業秘密に該当しない情報の保護</p> <p>1 限定提供データによる保護</p> <p>2 契約による保護</p> <p>3 一般不法行為による保護</p> |

著作権とうまく付き合うための 総務・法務担当者用著作権法チェックポイント ～ AI時代の基礎知識から使う・守る場面まで～

セミナー概要

「適法かつ自由に使うためにはどうすればよいか」ということも重視した実践的なセミナー。社内の著作権初心者、現場の従業員にどう説明すれば分かりやすいかという観点で、基礎知識から分かりやすく解説。

講義時間

約2時間

講師紹介 ▶ 池村 聡 弁護士（三浦法律事務所）

2001年弁護士登録（第二東京弁護士会）、マックス法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所。2009年から2012年6月まで文化庁著作権課に出向し、平成21年、同24年の著作権法改正作業等を担当。2019年三浦法律事務所開設。文化審議会著作権分科会専門委員（2020年～2023年法制度小委員会委員、2023年～使用料部会委員）。『はじめての著作権法』（日経文庫、2018年）、『インターネットビジネスの著作権とルール』（第2版、CRIC、2020年、共著）、『実務者のための著作権ハンドブック』（新版、CRIC、2022年、共著）他著書論文多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年6月17日（火）10時～2025年8月25日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月18日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 著作権は、他の知的財産権と比較して、日常業務において極めて身近な権利であるため、侵害トラブルや炎上トラブルが多発しており、その数は年々増えているように感じます。また、著作権法は、頻りに法改正が行われる法律でもあります。そのため著作権トラブルを防ぎつつ、うまくコンテンツを活用するためには、著作権法の全体像と最新の動向を正しく知ることが重要になります。
- ◆ 本セミナーでは、自社の事業活動における著作権トラブルを防ぐために、総務・法務担当者の方に向け、制度の全体像と考え方の最新動向を示すとともに、社内の対応を整理します。
- ◆ 平時の対応に関しては、一般社員の方々にありがちな勘違いや、古い認識のアップデートのポイントを示すとともに、社内の取扱いルールの再確認を行い、社内啓発にすぐにも活用いただけるポイントについて、特に近時トラブルが発生しやすい、オンライン会議やテレワーク、SNSの利用といった観点も含め、さらにはここ数年非常に話題になっている生成AIと著作権の関係についても解説します。
- ◆ また、実際のトラブル事例や裁判例も豊富に紹介しながら、トラブルへの対処法、トラブルから得られる教訓を解説します。
- ◆ 他方で、著作権のことを必要以上に恐れるがあまり、委縮してしまうと、自由な表現や発想等が妨げられてしまい、不健全です。そこで、「著作権と上手につき合っていくにはどうすればよいか」、「適法かつ自由に使うためにはどうすればよいか」ということも重視して実践的な解説をします。社内の著作権初心者、現場の従業員にどう説明すれば分かりやすいかという観点で、基礎知識から分かりやすく解説しますので、著作権法を基礎から学びたい方にはもちろん、社内研修のヒントをお探しの方にも受講をお勧めします。

法務（総務）担当者のための知財法務入門 ～最低限求められる基本知識とリスク感覚を習得しよう～

セミナー概要

法務（総務）の担当者を対象に、法的（知財）リスク対応として、多くの会社で見受けられる具体的なケースを用いながら知財実務全体の基礎を概観し、知財法務の実務感覚を提示。

講義時間

約3時間

講師紹介 ▶ 末吉 亙 弁護士（KTS法律事務所）

佐藤安紘 弁護士（KTS法律事務所）

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月28日（月）10時～2025年9月29日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月19日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 知的財産権の所管は特許（知的財産）部門となっている会社が多いと思われます。一方で、知的財産に関する契約関係、商標管理、著作権、さらには知的財産権関係の紛争対応については、法務（総務）部門が関与する場面が少なくありません。
- ◆ 企業の知財戦略、知財管理において、特許（知的財産）部門と法務（総務）部門との連携は重要です。法的リスクをコントロールする法務（総務）部門の担当者が知的財産権に関する法令をすべて理解する必要はないとはいえ、事案に対処するにあたって最低限の基本知識とリスク感覚を習得することは必須といえます。また、日常業務の具体的な事案の中で、いかに対応していくかが担当者として重要なポイントとなります。
- ◆ 2023～2024年頃からはAI（人工知能）が通常の実務・業務でも利用されつつあります。AIを利用する際には、他人の知的財産権や声・肖像などの法的利益を侵害していないかや、AIが生成した創作物・表現物をどのように扱うべきかなどの新しい法律問題にも注意しなければなりません。
- ◆ そこで本講座では、法務（総務）の担当者を対象に、法的（知財）リスク対応として、多くの会社で見受けられる具体的なケースや最近の裁判事例を用いながら、知財実務全体の基礎を概観し、知財法務の実務感覚を提示します。

上場会社の機関設計の見直しと社内検討の進め方

～ガバナンス体制の実効性強化のための実務ポイント～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

法人申込あり

セミナー概要

取締役会の機能強化や監査体制の見直しが急務となる中、制度選択に悩む上場会社が増えています。本セミナーでは、「自社にとって最適な機関設計とは何か」という問いに向き合いながら、制度比較・社内検討・意思決定に至るまでの実践的なポイントを解説。

講師紹介 ▶ **太子堂厚子** 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

2001年弁護士登録。東京大学法学部卒。会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、紛争解決などを中心に案件を取り扱う。主な著書論文：『株主提案と委任状勧誘〔第3版〕』（共著）（株式会社商事法務、2023）、「上場会社における機関設計の選択の現在地と将来の展望」旬刊商事法務2336号（2023）、『Q&A監査等委員会設置会社の実務〔第2版〕』（株式会社商事法務、2021）、「＜新春座談会＞取締役会の新時代ーコロナ禍を乗り越えてー」旬刊商事法務2251号（2021）（共著）、「TOPIX500構成銘柄企業にみる監査等委員会設置会社の指名・報酬の規律ー指名・報酬に関する意見陳述権の行使状況を中心にー」旬刊商事法務2186号（2018）（共著）ほか多数。

開催
日程等

- 開催日程：2025年8月28日（木）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ● 申込期限：2025年8月27日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 近年のコーポレート・ガバナンス改革の進展や経営環境の変化を背景に、自社のガバナンス体制や取締役会の機能を見直す必要性を感じる上場会社が増加しています。とりわけ、監査等委員会設置会社の増加をはじめとした機関設計の多様化は、自社にとってどのような体制が最適かを改めて検討する契機となっています。
- ◆ 本セミナーでは、機関設計の「機関設計の変更を検討中」または「意思決定前段階にある上場会社」を対象に、現行制度の概要と実務上の違いを整理した上で、社内での検討をどのように進めるべきか、取締役会での議論のポイントや判断材料の整理方法など、制度選択に向けた検討プロセスに焦点を当てて解説します。

※本セミナーでは法人申込を受け付けています（法人申込は1社につき39,600円（税込））。法人申込では1口の申込で何名でもご受講いただけます（同一法人内に限る）。

主要講義項目

- I. 上場会社における機関設計の見直しの必要性和背景
 1. 近年の制度動向とガバナンス改革の流れ
 2. 監査等委員会設置会社の増加と選択の傾向
- II. 各機関設計の制度比較と実務的な特徴
 1. 監査役会設置会社／監査等委員会設置会社／指名委員会等設置会社の特徴と相違点
 2. 取締役会の構成・権限・監督機能の違い
 3. 監査役会／監査等委員会／監査委員会の監査のあり方
- III. 社内での検討の進め方と判断プロセス
 1. 制度選択に向けた検討ステップ
 2. 取締役会での議論の論点整理と情報提供の工夫
 3. 社内説明・株主対応等の実務上の留意点
- IV. 判断に影響を与える要素と意思決定のポイント
 1. 自社の経営体制・取締役会のあるべき姿との整合性
 2. 独立社外取締役・委員会活用の現状と課題
 3. 今後のガバナンス体制の方向性をどう描くか
- V. まとめ：機関設計見直しにおける実務的なチェックリスト

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

コーポレートガバナンスの最新動向、特にその要である取締役会の変化と、変化への対応について実践的に解説。

講師紹介 澤口 実 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

東京大学法学部卒業。日本取締役協会幹事、「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレートガバナンス・システム研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』（商事法務、2010年）、『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』（日本経済新聞出版社、2015年）、『機関投資家に聞く』（商事法務、2022年）のほか、執筆、講演多数。

開催日程等

- 開催日程：2025年9月24日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月22日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆成長やキャピタルアロケーションに関する資本市場の要求の高まりに代表されるように上場企業のコーポレートガバナンスをめぐる環境は引き続き継続的に変化しています。この動向の理解と対応の重要性が高まっています。
- ◆そのような変化は、コーポレートガバナンスの要といえる取締役会に顕著であり、本格的な過半数社外取締役の時代が訪れようとしています。増加する社外取締役が活発に発言する取締役会は、いわばミニ株主総会化しているばかりか、アクティビズムにより争点とされる事例も増加しており、適切な対応はますます重要な課題となっています。
- ◆本セミナーでは、前半にコーポレートガバナンスの最新動向と今後の展望をお話し、後半で、現在の取締役会の変化に伴う最新の動向・問題について取り上げ、取締役会担当の役職員にとって悩ましい問題への対処法について、実践的に解説いたします。

主要講義項目

I コーポレートガバナンスの最新動向と展望

- 1 高まる市場からの成長期待とキャピタルアロケーション
- 2 機関投資家の議決権行使・基準の動向
- 3 拡大するアクティビズムの傾向と対応
- 4 コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードの改訂
- 5 有価証券報告書の早期提出とその影響
- 6 会社法改正の動向
- 7 危機管理とコーポレートガバナンス

II 取締役会運営の最新動向と実務対応

- 1 過半数社外取締役時代の到来
- 2 モニタリング・モデルとその限界
- 3 AIやサイバーを含むリスクマネジメントに関する取締役会の役割
- 4 課題化する取締役会の効率的な運営
- 5 オフサイトやフリーディスカッションなど取締役会以外のフォーマットの利用
- 6 本格的な委員会ガバナンスの時代に
- 7 ピアレビューを含む取締役会実効性評価の見直し
- 8 取締役会5原則など新しいソフトロー

役員報酬の制度設計・見直しと開示実務

～企業価値向上へのつなげ方～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説。

講師紹介 ▶ **高田 剛** 弁護士（和田倉門法律事務所）

東京大学薬学部卒。2000年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て2016年和田倉門法律事務所を設立。経営者報酬に関しては、株式報酬を始めとするインセンティブ報酬の導入・運用支援に多数従事。その他、会社法・金商法関連の法律問題、係争案件を得意とする。最近の著作として、『実務家のための役員報酬の手引き〔第2版〕』（商事法務、2017年）、『取締役・執行役ハンドブック』（商事法務、2015年・共著）がある。

開催日程等

- 開催日程：2025年10月16日（木）14時30分～17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年10月15日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆役員報酬の設計にあたっては、会社法を始めとする法規制のほか、役員給与の税務に対する正確な理解とともに、報酬開示に関する規制についても留意したうえ、最新動向の把握を踏まえることが、重要なポイントになります。
- ◆特に、上場企業グループにおいては、株式報酬の導入も一巡し、経営戦略の実現や企業価値の向上につながる報酬体系の実現に向け、設計・開示の見直し、精緻化を図る試みがみられます。
- ◆そこで、本セミナーでは、まずは報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、直近の法令改正及び最新事例とともに解説いたします。

主要講義項目

1 報酬制度に関する法務・税務の基本事項

- (1) 報酬決定に関する規制の枠組み
- (2) 報酬方針の策定
- (3) 報酬委員会の設置・運営
- (4) 報酬開示に関する規制の枠組み
- (5) 役員報酬と法人税・所得税

2 株式報酬設計・開示の見直し・精緻化

- (1) 株式報酬の会計・税務
- (2) 技術的な留意点
 - ・事前交付型と事後交付型
 - ・現物出資構成と無償交付構成
 - ・在任時報酬型と退任時報酬型
 - ・株式と現金
- (3) 業績連動の設計
 - ・非財務指標の取り込み
 - ・成長シナリオとのリンク
 - ・クローバック条項
- (4) ストック・オプションのゆくえ

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント

～自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードおよびCGSガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たって、「任意の指名・報酬委員会」の設計・運営の見直しポイントを幅広く解説。

講師紹介 ▶ **渡辺邦広** 弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）

2004年 東京大学法学部卒業、2012年 コロンビア大学ロースクール修了（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2012年 Simpson Thacher & Bartlett法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2013年）、2013年 法務省民事局にて局付として執務（平成26年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当）（～2015年）、2025年 東京大学大学院法学政治学研究科 客員准教授（～現在）。著書として、『実務問答会社法』（共著、商事法務、2022年）、『任意の指名委員会・報酬委員会の実務』（編著、商事法務、2022年）、『新・会社法実務問題シリーズ/5 機関設計・取締役・取締役会（第2版）』（共著、中央経済社、2021年）、『一問一答 平成26年改正会社法[第2版]』（共著、商事法務、2015年）のほか、執筆、講演多数。

開催日程等

- 開催日程：2025年11月6日（木）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ● 申込期限：2025年11月5日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)


講座開設の趣旨

- ◆10年前であれば設置しているだけで注目を集めた任意の指名・報酬委員会も、その後のコーポレートガバナンス・コードの制定・改訂・再改訂等を経る中で、今では設置していること自体は当たり前になりつつあり、その設計・運営の実態が問われるようになってきています。自社に最適な設計・運営を考えるに当たっては、任意の指名・報酬委員会の設置が求められている趣旨やガバナンスの実質論を踏まえるとともに、他社の開示内容等にも目を配り先進的な取組みについてアンテナを張ることが必要となります。
- ◆本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードおよびCGSガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイントを幅広く解説いたします。
- ◆また、指名・報酬に関するガバナンスの観点から、次期会社法改正のテーマの一つとなっている、法定の指名委員会等設置会社制度の改革論についても解説いたします。

主要講義項目

1 任意の委員会の最近の動き

- ・指名委員会・報酬委員会の重要性
- ・「形式」から「実質」へ
- ・委員会の開催回数の状況
- ・指名委員会の権限・役割と活動状況の開示事例
- ・CEO後継者計画への現CEOの関与
- ・社長・社外取締役のサクセッションプランと開示事例
- ・報酬委員会の権限・役割と開示事例
- ・役員報酬の複雑さ

2 任意の委員会の基本

- ・監査等委員会の意見陳述権との関係
- ・委員構成や議長選定の傾向

3 任意の指名委員会の設計・運営上の留意点

- ・指名委員会の構成
- ・指名委員会の検討事項の範囲
- ・指名委員会が最終決定すべきではない事項
- ・後継者計画（サクセッションプラン）

- ・「後継者計画」への指名委員会の関与
- ・指名委員会において検討・検証すべき要素・事項
- ・指名委員会への情報提供
- ・指名委員会の活動計画

4 任意の報酬委員会の設計・運営上の留意点

- ・報酬委員会の構成
- ・報酬委員会の検討事項の範囲
- ・報酬委員会が最終決定すべきではない事項
- ・報酬委員会において検討・検証すべき要素・事項
- ・報酬委員会への情報提供
- ・報酬委員会の活動計画

5 実務運営上のその他の留意点等

- ・委員会の議事録
- ・委員会の事務局の要否・人選

6 法定の指名委員会等設置会社制度の改革論

アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか

～押さえておきたい重要ポイント～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

上場会社として、同意なき買収等に対してどのように向き合うべきか、アクティビストからの株主提案やキャンペーンにどのように対応していくべきかにつき、具体的な事例を交えつつ、解説。

講師紹介 ▶ 太田 洋 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

弁護士（1993年登録）、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー。91年東大法学部卒業。2000年ハーバード・ロースクール卒業、01年ニューヨーク州弁護士登録。13～16年東大大学院教授。専門はM&A、コーポレートガバナンス、税務など。日経新聞「企業が選ぶ2024年に活躍した弁護士ランキング」企業法務全般(会社法)分野第1位及び税務分野第2位、同じく「企業が選ぶ2023年に活躍した弁護士ランキング」企業法務総合及びM&A企業再編の各分野でともに1位。主著に『敵対的買収とアクティビスト』（岩波新書）、『コーポレートガバナンス入門』（岩波新書）

開催日程等

- 開催日程：2025年11月14日（金）13時～15時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年11月13日（木）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


講座開設の趣旨

- ◆2023年8月31日に経済産業省から「企業買収における行動指針」（指針）が公表されたことを受けて、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案が飛躍的に増加し、それらを巡る実務は大きく変わりつつあります。また、ニデック対牧野フライスの件では、「同意なきTOB」に対する「時間確保措置」に基づく対抗措置を巡る初の司法判断も示されました。また、このようなM&A市場の活性化も背景に、アクティビストによる活動は従前にも増して活発になっており、本年6月定時株主総会シーズンにおける株主提案を受けた上場会社の数は、昨年に引き続き過去最高を更新しています。
- ◆このような傾向は、今後、強まりこそそれ、弱まることは当面考えられず、上場会社としては、同意なき買収（TOB）提案やアクティビストからの攻勢に直面する可能性を考慮しつつ、経営を行っていくべきを得ない状況になっていると考えられます。また、友好的なM&Aディールを行う場合でも、同意なき対抗買収（TOB）提案がなされ、又はアクティビストによる介入がなされる可能性を常に念頭に置かざるを得ない状況になっています。従って、上場会社としては、平時から準備できることは準備をしておいた上で、有事の際にどのように対応すべきかを常に想定しておくことが必須となっています。他方、適切な機会があれば、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案をすることも、今後の経営戦略を考える上では、有力な選択肢となってきているように思われます。
- ◆本セミナーは、企業買収防衛事案やアクティビスト対応事案に数多く携わる太田洋弁護士を講師に迎え、企業の経営支配権獲得や株主アクティビズムを巡る現在の情勢や事例を整理した上で、「同意なき」買収等を巡る一連の司法判断を前提に、上場会社としては、企業を守るためにどのような教訓が導き出されるか、逆に、経営戦略の一環として「同意なき」買収等を活用する際にはどのような点に留意すべきかを解説していただきます。
- ◆また、TOB制度・大量保有報告制度についての一部改正法の成立を受けて、その概要や予想される今後のM&A実務への影響についても解説いただく予定です。

主要講義項目

- 経済産業省「企業買収における行動指針」の概要とポイント
- 同意なき買収（TOB）提案を受けた場合、取締役会としてはどのように対応すべきか
- ニデック対牧野フライス東京地裁決定の概要と射程
- 「指針」公表後における同意なき買収（TOB）提案の事例とそれらの事例から導き出される教訓
- 「指針」公表後における（同意なき）対抗TOBの事例とそれらの事例から導き出される教訓
- 近時におけるアクティビストの動向と各アクティビストの特徴
- アクティビストに対してどのように対応していくべきか
（有事導入型「買収への対応方針」の活用も含めて）
- 平時において上場会社は同意なき買収（TOB）提案やアクティビストによる株主提案等に備えて
どのような施策を講じておくべきか
- TOB制度・大量保有報告制度の改正の今後のM&A実務への影響について

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

あらためて考える

『モニタリング・モデル』の本質と進化するガバナンスの工夫
～企業の取組事例や経済産業省のガイダンスも参考にして～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

経済産業省の研究会の委員も務めた講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例やガイダンスも紹介しながら、実践的に解説。

講師紹介 ▶ 塚本英巨 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

2003年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2010年～2013年法務省民事局出向（平成26年改正会社法の企画・立案担当）、2016年～公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員、2017年～2020年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）」委員、2019年～2021年同省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員、2024年～2025年同省「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」。最近の論文として、「有価証券報告書の『総会前開示』改め『開示後総会』と次期会社法改正」（『資料版/商事法務』494号（2025年5月号））、「指名委員会等設置会社の分析—2024年—」（『資料版/商事法務』486号（2024年9月号））ほか多数。

＜申込画面＞

開催日程等

- 開催日程：2025年11月18日（火）14時30分～17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年11月17日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分



講座開設の趣旨

- ◆現在、プライム市場の上場会社を中心に、3分の1以上の社外取締役の選任が一般的となっていますが、将来的には、その過半数化が求められると予想されます。これは、取締役会が、業務執行者に対する監督機能に軸足を置き、いわゆる「モニタリング・モデル」を志向することを意味すると考えられます。
- ◆もっとも、取締役会の「監督機能」や「モニタリング・モデル」の在り方は、一義的ではありません。そこで、社外取締役の過半数化を見据え、あらためて、「モニタリング・モデル」とは何か、何のために社外取締役の過半数化が求められているのか、また、それに伴い、取締役会がどのように変革すべきであるか、現状の機関設計のままでよいか、などを問い直す必要があります。
- ◆各論としては、取締役会のアジェンダ設定の見直し、監督機能の発揮の最たる場面である経営トップの解任・不再任に係る基準の在り方、さらに、取締役会だけでなく、執行側における体制の見直しが挙げられます。
- ◆また、ガバナンス強化においては、経済産業省が「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」における議論を踏まえて2025年4月に策定・公表したガイダンスや「取締役会5原則」が参考になります。また、法務省の法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において現在議論中の次期会社法改正の項目の一つである指名委員会等設置会社の在り方の見直しの動向についても、留意する必要があります。
- ◆本講では、ガバナンス分野を多く手掛け、経済産業省の研究会の委員も務めた講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例やガイダンスも紹介しながら、実践的に解説します。

主要講義項目

I 「モニタリング・モデル」の取締役会とは？

- 1 取締役会の「監督機能」及び「モニタリング・モデル」の意義
 - ・究極的には、経営トップの「クビを切る」こと
 - ・「取締役会5原則」とは？
- 2 機関設計ごとにみた「モニタリング・モデル」の採用の可否
 - ・監査役会設置会社でもモニタリング・モデルを採用することができるのか？
 - ・次期会社法改正と指名委員会等設置会社の在り方の見直し

II 社外取締役の過半数化とその影響

- 1 求められる社外取締役の人数・割合
- 2 業務執行取締役の人数への影響
 - ・「取締役」が出世のゴールではなくなる
- 3 役員人数の最適化に向けた機関設計の選択
 - ・社外取締役と社外監査役の重複感の解消

III 取締役会のアジェンダ設定の見直し

- 1 取締役会の決議対象から外すべき事項
 - ・決議事項のスリム化と執行側への委任の必要性
- 2 取締役会での審議を充実化すべき事項
 - ・監督の観点からの審議が充実しているか？
- 3 取締役会と経営会議等との棲み分け
 - ・同じことを二度、決議・審議することにはならない実務へ

IV 業務執行者の解任・不再任の基準の実効化

- 1 定性基準と定量基準
 - ・経営トップの「クビを切る」ための基準として実効性のあるものとは？
- 2 解任・不再任の基準の運用の在り方
 - ・基準に抵触すれば、直ちに解任・不再任となるのか？

V 執行側の体制の見直し

- 1 経営会議等の意思決定機能の在り方の見直し
- 2 リスク管理体制の見直し

企業のサステナビリティの取組と企業価値創造

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

サステナビリティをめぐる金融コミュニティや政策当局の動きを受け、いかに日本企業が対峙すべきか、企業による情報開示、企業と投資家の対話・エンゲージメント、投資家による評価を踏まえ、企業とは何か、企業価値とは何かについて深掘りを進める。



講師紹介 ▶ 松原 稔 氏 (りそなアセットマネジメント株式会社)

りそなアセットマネジメント株式会社 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 常務執行役員 責任投資部担当
1991年りそな銀行入行、以降一貫して運用業務に従事。投資開発室及び公的資金運用部、年金信託運用部、信託財産運用部、運用統括部、アセットマネジメント部で運用管理、企画、責任投資を担当。2020年1月りそなアセットマネジメント株式会社責任投資部長、2023年8月より現職
経済産業省SX研究会委員、金融庁「有価証券報告書記述情報の開示の好事例に関する勉強会」メンバー、日本国際博覧会協会「持続可能性有識者委員会」委員等多数。
2000年 年金資金運用研究センター客員研究員、2005年 年金総合研究センター客員研究員。

開催日程等

- 開催日程：2025年11月18日（火）10時～12時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：11月17日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 2023年1月、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。また、2025年6月の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」ではサステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップが示され、早ければ一部の企業でSSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付けられます。
- ◆ また、任意報告である統合報告は1000を超える企業・団体が発行を進めるなど、企業独自の情報開示も広がり、質・量とも充実化が進められています。
- ◆ サステナビリティをめぐる金融コミュニティや政策当局の動きを受け、いかに日本企業が対峙すべきか、企業による情報開示、企業と投資家の対話・エンゲージメント、投資家による評価を踏まえ、企業とは何か、企業価値とは何かについて深掘りを進めていきます。

主要講義項目

I 投資家の生態系

- 1 投資家のタイプ
- 2 パッシブ投資家とアクティブ投資家
- 3 それぞれの特徴と現況

II 企業のサステナビリティ情報開示にむけた取り組み

- 1 なぜ、投資家は非財務に注目してきているのか？
- 2 企業報告を見ていく上でのポイント！
- 3 りそなアセットの統合報告書AI評価

III 企業と投資家の対話・エンゲージメント

- 1 時間軸とフォーカスポイント
- 2 長期投資における対話領域
- 3 投資家と企業の対話集
- 4 企業と投資家の思考構造のギャップ

IV 投資家による企業評価

- 1 サステナビリティ、資本生産性向上へ向け企業経営が実行すべき施策
- 2 配当割引モデル
- 3 サステナビリティと財務パフォーマンス

V 企業とは、企業価値とは

- 1 企業価値とは何か？企業の範囲とは？
- 2 企業が外部不経済性に取り組むことの意味とは？
- 3 リベラルアーツへの向き合い

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

機関投資家のスチュワードシップ責任と コーポレートガバナンスの成果：持続的な企業価値の向上

「コーポレートガバナンス実務講座セット」での開講も予定

セミナー概要

機関投資家の視点でガバナンス改革の現在地と投資家側・企業側の課題を整理し、ガバナンス改革の諸施策及び資本市場に関連する法令改正の投資家行動への示唆、相互作用の関係を整理し、企業のガバナンス改革への取組意義を改めて確認。

講師紹介 **三瓶裕喜** 氏（アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員 ICGN講師）

1987年日本生命保険相互会社入社。1989年以降32年間、日本生命（ニューヨーク、ロンドン勤務を含む）、ニッセイアセットマネジメント、フィデリティ投信にて内外株式投資に従事。企業とのエンゲージメント経験を活かし、2021年から上場企業に価値向上のアドバイス、機関投資家にスチュワードシップのアドバイスを提供。企業価値向上や資本市場改革に係わる省庁・東証の審議会や有識者会議委員を多数歴任。

開催日程等

- 開催日程：11月21日（金）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年11月20日（木）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


講座開設の趣旨

- ◆2014・2015年に相次ぎ日本版スチュワードシップ・コード、日本版コーポレートガバナンス・コードが導入されて以来約10年間で取締役会改革などに一定の進展は見られるものの具体的な成果は期待外れであると、資本市場の当初の期待は一旦収縮する時期がありました。しかし、2023年の「同意なき買収」、「資本コストや株価を意識した経営要請」を契機に投資家側、特に海外投資家の間では変化への期待が再び高まっています。一方、資本市場の期待とは対照的に、企業側では腹落ち感が得られていないなどガバナンス改革の方向性に対する警戒感・負担感があり認識に乖離が広がっているように見受けられます。何のためのガバナンス改革か、機関投資家はスチュワードシップ責任を果たしているのか、資本市場は何を求めているのかなどの疑問が燻っているのではないのでしょうか。
- ◆本講では機関投資家の視点でガバナンス改革の現在地と投資家側・企業側の課題を整理し、ガバナンス改革の諸施策及び資本市場に関連する法令改正の投資家行動への示唆、相互作用の関係を整理し、企業のガバナンス改革への取組意義を改めて確認します。
- ◆加えて、企業の関心の高いテーマ（アクティビスト活動、米国の反ESGの影響、人権、無形資産投資（人的資本、知財）など）に関して機関投資家・アクティビストの行動変化について解説します。

主要講義項目

- I 日本におけるコーポレートガバナンス及びスチュワードシップの現在地
- II 企業価値向上の根本的課題
- III ガバナンス改革の諸施策及び資本市場に関連する法令改正の投資家行動への示唆
- IV 資本市場の転換点
- V 機関投資家・アクティビストの行動変化

【出版記念セミナー】指名・報酬委員、役員報酬制度設計担当者必見！ 役員報酬制度の設計実務

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

書籍無料贈呈

『役員報酬制度の設計実務』（商事法務、2025年6月）の著者が書籍において特に重要な箇所に解説を加えるとともに、書籍では言及していない発展的なケース等についても取り上げる。

講義時間

約 1 時間

講師紹介 綾 高德 氏（株式会社日本総合研究所 シニアマネージャー/上席主任研究員）

2003年北海道大学大学院経済学研究科修了。コンサルティング会社を経て、2007年（株）日本総合研究所に入社。リサーチ・コンサルティング部門に所属。一貫して経営者報酬（役員報酬）、人事・組織戦略に関する研究及びコンサルティング業務に従事。博士（産業関係学）。報酬コンサルタントとして数多くのプロジェクトを手掛けるとともに、毎年「TOPIX500社における役員報酬の支給実態調査」「取締役会のジェンダーバランス調査」を実施・公表している。大学では非常勤講師として主にコーポレートガバナンス関係の科目を担当している。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月3日（木）10時～2025年9月3日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月27日（水）
- 受講料：5,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

◆本講座は『役員報酬制度の設計実務』（商事法務、2025年6月）とペアレントに実施するものです。本講座では書籍の内容に沿って進めます。書籍において特に重要な箇所に解説を加えるとともに、書籍では言及していない発展的なケース等についても取り上げます。

■本書の内容■

本書は現時点における役員報酬制度のスタンダード（＝型）を示し、これを参考に上場企業各社が自社に適した制度設計を考える足掛かりとして活用いただくことを目的にしています。実際に制度設計に携わる指名・報酬委員会をはじめその実務を支える秘書室／人事部／経営企画部等のスタッフにとってヒントとなり、本書を下敷きとしてさらに一段上の制度設計を構想、それらが集積することでわが国全体として役員処遇論のレベルを押し上げる一助となれば筆者にとって幸いです。本書の構成はBasicとExtraで構成しています。Basicは業務執行取締役（非取締役の執行役員を含む）に適用する役員報酬制度の設計にかかるテーマ群であり、主に「現状分析および方向性策定」「（指名）役位体系とその運用基準」「（報酬）報酬制度」。Extraはそれ以外の追加的なテーマ群として「社外役員の報酬制度」「グループ会社の役員報酬制度」「従業員向け株式報酬制度」の設計について説明しています。

※『役員報酬制度の設計実務』（商事法務、2025年6月）を無料贈呈。

主要講義項目

1 第1章 事前準備

- ▷事前準備として行うべき4つのこと
- ▶WG（検討部会）組成の実際-誰が担うの？！WG-
- ▶指名報酬委員会から取締役会への答申の実際
〔筆者が凄い！と感じた指名報酬委員会委員長の姿から〕

2 第2章 現状分析及び方向性策定

- ▷ピアグループ（比較集団）の設定方法
- ▶ピアグループ（比較集団）設定の実際
- 人事部と経営企画部の連携が一番求められるのはココ！-
- ▷各種分析の方法〔指名領域6項目、報酬領域10項目〕
- ▶コラムの真意-制度と水準は未来進行形で捉える-
- ▷方向性策定のイメージ〔切り口と内容例〕

3 第3章 詳細設計①（指名）

- ▷役位体系の設計方法
- ▶従業員の等級体系と役員の役位体系を一体で捉えてみた
- ▷運用基準（選任・昇任等）の策定方法
- ▶多くの企業で欠けている選任・昇任時の確認事項とは？！

4 第4章 詳細設計②（報酬）

- ▷報酬ポリシーの策定方法
- ▷報酬ポートフォリオの設計方法
- ▶報酬ポートフォリオに新たな株式報酬等を追加する際の原資について
- ▷基本報酬・賞与・株式報酬の設計方法
- ▶基本報酬の設計のあれやこれ
①創業者と雇われ社長、②執行役員と社員最上位等級者、

③ある社外役員が気づかせてくれたこと＝役員報酬設計における戦略的思考

- ▶非財務指標のKPIセッティング〔KPI間の達成度と支給率合わせは結局アナログな合意形成手法がベストなのか〕
- ▶賞与设计のあれやこれ〔打ち出しは派手だがよく見るとほとんど変動しない設計の賞与に思うこと〕

▶株式報酬のあれやこれ〔①株式報酬における役位連動部分と業績連動部分のバランス感、②未だ株式報酬型SOを使っている会社の指名報酬委員会ってどうなっているの、③金融機関の営業とは冷静な関係を〕

5 第5章 社外取締役の報酬制度

- ▷プレーンな株式報酬を用いた報酬水準の設計方法
- ▶誰が言い出す？！社外取締役の処遇改善

6 第6章 グループ会社の役員報酬制度

- ▷グループ会社の役員役位間で報酬水準を整合させる設計方法
- ▶また誰が作る？！グループ会社の役員報酬制度

7 第7章 従業員向け株式報酬制度

- ▷設計上の論点
- ▶株式報酬が貰えない会社への就職はダサいし負け組？！Z世代の処遇感

※▷特に重要な箇所、▶書籍では言及していない発展的なケース等、を示しています。

海外進出企業のための国際紛争の実務対応

— 外国訴訟・国際仲裁・国際調停の基礎から、企業の平時の備えまで —

セミナー概要

第1部では、①米国訴訟、②国際仲裁及び③国際調停の3制度について、その全体像の理解や実務上の対応方法、戦略的な使い分けを、実例やケーススタディを交えて分かりやすく解説。第2部では紛争解決条項の対応方針や文書管理体制の整備、Privilege（秘匿特権）の理解と運用についても、実務的な視点から丁寧に紐解く。

講師紹介 ▶ 松本 渉 パートナー弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

戸田祥太 アソシエイト弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2025年9月26日（金）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月25日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆経済活動のグローバル化が進む中、日本企業が海外で事業活動を行う上で、国際的な紛争・トラブルに巻き込まれるリスクは年々高まっています。「膝を交えて話せば分かる」という常識論は海外では通用せず、結果として裁判所における訴訟や国際仲裁・国際調停に発展することも少なくありません。しかしながら、これらの国際紛争解決手続は日本国内の訴訟とは全くの別世界であり、しっかりと知識武装・経験武装をせずにこれらの紛争に巻き込まれた場合、思わぬ落とし穴に陥り、予期せぬ多大なコスト・損失を招きかねません。
- ◆本セミナーでは、国際紛争解決手続の中でも代表的なものとして、①米国訴訟、②国際仲裁及び③国際調停の3制度について、その全体像の理解や実務上の対応方法、戦略的な使い分けを、実例やケーススタディを交えて分かりやすく解説します（第1部）。さらに、国際紛争解決手続のコンセプトや考え方は、平時における契約実務や法律実務にも多大な影響を与えます。そこで、紛争解決条項の対応方針や文書管理体制の整備、Privilege（秘匿特権）の理解と運用についても、実務的な視点から丁寧に紐解きます（第2部）。
- ◆これまで国際紛争への対応は行っていないという方や、ある程度の経験をお持ちの方、あるいは、普段は取引法務や管理に関わっているという方にも、紛争解決手続類型とその特徴を整理し、戦略的な観点から重要となるポイントを押さえておくことで、有用な「備えの知」となるはず。部門横断での知見が求められる今、法務担当者のみならず、経営企画・総務・コンプライアンス・海外事業部門のご担当者にも受講をおすすめします。

主要講義項目

第1部 国際紛争解決手続の理解と実務対応

- 1 米国民事訴訟のポイント
 - (1) 米国民事訴訟手続の特徴と基本的な流れ
 - (2) Motion による裁判所の早期判断を巡る攻防
 - (3) Discovery 対応（デポジション含む）
 - (4) 和解のタイミングと交渉戦略
- 2 国際仲裁のポイント
 - (1) 国際仲裁手続の特徴と基本的な流れ
 - (2) 仲裁人の選定における戦略
 - (3) 文書開示手続の「攻め」と「守り」
 - (4) ヒアリング（審問期日）対応
 - (5) 仲裁判断の取消手続、承認執行手続の実際
 - (6) 仲裁手続におけるコストの節約法
- 3 国際調停のポイント
 - (1) 国際調停手続の特徴と基本的な流れ
 - (2) 調停手続を提起する効果的なタイミング
 - (3) 調停成立のコツ・交渉戦略
 - (4) 調停による和解合意に関するシンガポール条約の活用
- 4 ケーススタディと実務での“落とし穴”

第2部 国際紛争を見越した平時からの備え

- 1 契約交渉段階での備え
 - (1) 紛争解決条項の設計（裁判／仲裁合意、準拠法、手続地、調停前置の有無など）
 - (2) 国・地域別のリスクを踏まえた交渉ポイント
- 2 Privilege の実務
 - (1) 米国訴訟における Attorney-Client Privilege、Work Product Doctrine
 - (2) 国際仲裁における Privilege の適用ルールと運用上の違い
 - (3) Privilege の保護の限界と実務対応
 - (4) Common Interest Privilege の活用と留意点
- 3 証拠開示への備えと文書管理体制の整備
 - (1) Discovery の開示リスクとその範囲
 - (2) 文書管理方針の策定と hold notice 発出の実務ポイント

※終了後、参加者との意見交換セッション及び懇親会を予定しています。

緊急開催！！ 2025 年下請法改正を踏まえた実務対応

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

2025 年下請法改正の重要ポイントと必要な実務対応について、想定される下請法運用基準の改正も踏まえて解説。

講義時間

約 2 時間

講師紹介 長澤哲也 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

1994 年東京大学法学部卒業、2001 年ペンシルベニア大学ロースクール（LL.M.）修了。独禁法、下請法、景品表示法等の競争法を専門とし、公正取引委員会等による調査への対応や、競争法関連の民事訴訟対応、コンプライアンス体制の構築支援、競争法違反とならない積極的なビジネススキームの立案サポート等を得意とする。主著として、『独禁法務の実践知〔第 2 版〕』（有斐閣、2024）、『優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析〔第 4 版〕』（商事法務、2021〔初版 2011〕）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月28日（月）10時～2025年9月29日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月19日（金）
- 受講料：16,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 2025 年 5 月 16 日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（下請法等改正法）が国会で成立しました。本改正法は、デフレ型の商慣習（価格据置き型経済）からの脱却を企図するもので、2026 年 1 月 1 日より施行されます。
- ◆ 価格協議義務の明文化や、手形払の禁止、電子記録債権・ファクタリングの利用制限、荷主による運送委託の追加、適用範囲として従業員基準の追加など、実務上大きな変更が含まれ、これまでの下請法対応を見直し、社内の関係各所と連携して対応する必要があります。
- ◆ 本セミナーでは、長澤哲也弁護士を講師にお招きし、改正法の内容についてわかりやすく整理いただいた上で、実務上影響の大きいポイントをご解説いただきます。また、想定される下請法運用基準の改正を見越した対応についても、現時点（7 月 14 日）で予測される内容を先取りしてご説明いただきます。今回の改正法は、成立から施行日まで 7 か月余りしかなく、企業においても異例のスピード対応が求められています。来年 1 月 1 日の施行に備えるファーストステップとして、ぜひご活用ください。

主要講義項目

1 下請法改正の経緯と背景

2 適用対象事業者の拡大

- ・従業員基準の導入

3 適用対象取引の拡大

- ・荷主による運送委託
- ・型や専用治具の製造委託

4 発注書面の交付方法の緩和

- ・電磁的方法による契約内容の明示

5 禁止行為の拡大

- ・協議を適切に行わない代金額決定の禁止
- ・手形払の禁止
- ・支払期日に全額現金化困難な支払手段の禁止
- ・振込手数料等の受注者負担の禁止（運用基準の改正）
- ・型・専用工具等の無償保管への規制強化（運用基準の改正）

6 違反への対応

- ・遅延利息支払義務の対象拡大
- ・違反解消後の勧告
- ・事業所管省庁への権限付与

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

ポイント解説 農林水産・食品ビジネスへの参入・投融資に関する法実務

セミナー概要

書籍無料贈呈

農林水産・食品ビジネスへの参入・投融資を検討中の事業者・金融機関を対象に、当該分野における法規制のポイントを解説しつつ、新たな課題をも提示し、適切なビジネスジャッジに資することを目指す。

講師紹介 ▶ 笠原康弘 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）／鳥巢正憲 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
宮城栄司 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）／岡 竜司 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
渡邊啓久 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）／羽鳥貴広 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2025年10月31日（金）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年10月30日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆農林水産・食品ビジネスは供給面では担い手不足、需要面では国内市場の縮小との大きな課題を抱え、同時に食糧安全保障、カーボンニュートラル、災害レジリエンス等々、適切な対応が求められる重要テーマとも向き合っています。
- ◆食品の安定供給ひいては農林水産業の持続可能な発展は社会的命題でもあり、現状の打開のためには、スマート農林水産業、DXの導入、六次産業化、海外進出等、新たな投融資、事業提携が求められています。
- ◆そこで本講座では、農林水産・食品ビジネスへの参入・投融資を検討中の事業者・金融機関を対象に、当該分野における法規制のポイントを解説しつつ、新たな課題をも提示し、適切なビジネスジャッジに資することを目指します。

※『農林水産・食品ビジネス法務——投資・融資におけるポイント解説』（商事法務、2025年）を贈呈

主要講義項目

第1部 コーポレートの部

- I 農林水産業・食品業界におけるM&A取引
(笠原弁護士)
 - 1 M&A取引の基本
 - 2 農林水産業・食品業界におけるポイント
 - 3 海外展開
- II M&A取引におけるデューディリジェンス上の留意点—許認可・コンプライアンス—
(鳥巢弁護士)
 - 1 農林水産業における許認可
 - 2 食品業界における許認可
 - 3 コンプライアンス事象の発生時の対応
- III 農林水産業における知的財産・データ利活用における留意点
(羽鳥弁護士)
 - 1 知的財産の保護における総論
 - 2 農林水産業特有の知的財産
 - 3 データ利活用におけるポイント

第2部 ファイナンスの部

- I エクイティ投資 (宮城弁護士)
 - 1 エクイティ投資の基本
 - 2 スタートアップ向け投資
 - 3 農林水産業特有の仕組み
- II デットファイナンス (岡弁護士)
 - 1 農林水産業におけるデットファイナンス
 - 2 融資関連契約における実務上の工夫
 - 3 インパクトファイナンスの展開
- III 再生可能エネルギーと農林水産業 (渡邊弁護士)
 - 1 再生可能エネルギー—投資と農林水産業のシナジー
 - 2 営農型発電・小水力発電・ため池発

対話と事例で学ぶ新任担当者のための株主総会実務の基本

～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～

セミナー概要

セミナーの各所に散りばめられた、講師2名による対話セッションを通じ、受講者もその場で悩み考えられるのが本セミナーの特徴。根拠から丁寧に解きほぐすレクチャー&対話で、総会実務対応の基礎を短時間で骨太に学ぶ。

講義時間

約3時間

講師紹介 ▶ 浦田悠一 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

2004年東京大学法学部卒業。2006年一橋大学法科大学院修了。2008年弁護士法人大江橋法律事務所入所。2013年コロンビア大学ロースクール修了。2013年から14年まで Weil, Gotshal & Manges LLP (New York) にて執務。2024年から司法試験審査委員（商法）。

李 政潤 弁護士（弁護士法人森・濱田松本法律事務所）

2004年京都大学法学部卒業。2006年京都大学法科大学院修了。2008年森・濱田松本法律事務所入所。2013年シカゴ大学ロースクール修了。2013年から14年まで Jenner & Block LLP (Chicago) にて執務。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月13日（水）10時～2025年10月14日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月6日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆株式会社にとって、年に1度の定時株主総会是最重要イベントですが、自社の書式やシナリオ等が、なぜそのような文言、内容、構成となっているのか、その根拠と理由については十分に理解していなくても、何とか対応できてしまうのが実情ではないでしょうか。
- ◆しかし、想定外の出来事や変則的な事態に遭遇したときはどうでしょう。そのときに慌てて解説書や想定問答集、ひな型書式集を読んでも間に合いませんが、基本を理解していれば意外と簡単に対応できてしまうことも少なくありません。
- ◆また、株主総会実務には、現在、株主提案の増加、個人株主の増加、株主総会資料の電子提供制度の導入、ハイブリッド型バーチャル総会の浸透など、大きな変化が生じています。コロナ禍に定着した株主総会実務の見直しも一巡し、社会情勢の変化を踏まえた株主総会運営の一層の工夫も求められています。さらには、株主総会に関わる部分の会社法改正も議論されています。そのような変化に対処する上でも、どのような根拠に基づいて実務対応しているのかを理解することは、なによりも重要です。
- ◆本講座は、特に最近になって総会担当となられた方を念頭に置いて、いざというときに慌てず、また新時代の総会実務にも柔軟に対応できるよう、短時間で根拠から丁寧に解きほぐし、総会実務対応の基礎を骨太に学べる構成となっています。

主要講義項目

【準備編】

- 1 意外と知らない「株主総会とは？」
 - ・株主総会の法的位置づけ
 - ・株主総会の実務的機能
 - ・株主総会成功のための最低限のポイント
 - ・株主提案権
- 2 押さえておきたい株主総会のスケジュール
 - ・定時株主総会にまつわる主要イベント
 - ・スケジュール作成方針と留意点
 - ・スケジュール例とその法的根拠
- 3 招集通知の意味を理解する
 - ・招集通知・事業報告・参考書類
 - ・議決権行使書面
 - ・電子提供制度下での株主への提供書面と送付書面
- 4 想定問答・リハーサルを甘く見ない
 - ・想定問答作成の意義
 - ・使える想定問答作成のために
 - ・シナリオの意義
 - ・リハーサル実践

【当日編】

- 1 運営の心得
- 2 関係者の役割分担
- 3 受付事務
 - ・本人確認の重要性と短時間の受付
 - ・代理人による出席
 - ・実質株主対応
- 4 議事運営方式
 - ・「個別上程・個別審議方式」と「一括上程・一括審議方式」
- 5 シナリオ
- 6 議長の役割と権限
 - ・議長の秩序維持・議事整理権
 - ・必要的動議と実質的動議
 - ・手続的動議と包括委任状
- 7 説明義務
 - ・説明義務の範囲
 - ・説明義務者
 - ・説明拒絶事由
 - ・事前質問
 - ・質疑打ち切り
- 8 採決・その他
 - ・採決
 - ・お土産・株主懇談会

9 事後対応

- ・株主総会議事録
- ・決議通知・配当金計算書
- ・決算公告（有価証券報告書）・臨時報告書
- ・登記
- ・振り返り

<ケーススタディ>

- 株主提案への対応
- 事業年度終了後の事象の事業報告への記載
- 女性役員選任議案の氏の記載
- 電子提供制度下での提供資料
- 電子提供措置開始後の事情変更・誤記
- 議案の撤回
- やらせ質問
- 役員のリモート参加
- 事前に議決権行使した株主の当日出席
- 議長の秩序維持・議事整理権
- 事前質問
- ……ほか



株式会社法基礎講座

～「会社法」の体系と要点をわかりやすく解説～〔全2回〕

大阪会場開催 書籍無料贈呈

セミナー概要

激動する社会情勢への対応や経営基盤強化の中で生じる企業体制の変化への確に対応するための前提として、株式会社法の全体像を把握し、基礎知識を短時間で効率的に習得。20年以上続くロングランセミナーが本年も会場開催。

講師紹介 **川口恭弘** 同志社大学法学部教授

1983年神戸大学法学部卒業。愛媛大学法文学部助教授、神戸学院大学法学部教授を経て、2000年現職。近著『金融機関の私企業性と公益性』（2022年、有斐閣）、『新・日本の会社法〔第2版〕』（2020年、商事法務）、『アメリカ銀行法』（2020年、弘文堂）、『金融商品取引法への誘い』（2018年、有斐閣）など。

開催日程等

- 開催日程：第1回 2025年8月28日（木）10時～16時（途中1時間の休憩含む）
第2回 2025年9月17日（水）10時～16時（途中1時間の休憩含む）
- 開催場所：ハービスENT9階貸会議室（大阪市北区梅田2-2-22 オフィスタワー9階）
- 定員：30名（先着順） ●申込期限：2025年8月27日（水）
- 受講料：58,300円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆株式会社法を体系的に学ぶ必要を感じておられる実務担当者は多いと思われます。
- ◆しかし、多くの実務担当者は、日々の業務の中で発生する問題への対症的な処理に追われ、株式会社法の全体像や実務の裏付けとなる法理を勉強することは、どうしても後回しになってしまうのが実情ではないでしょうか。
- ◆また、激動する社会情勢への対応や経営基盤強化のために、企業体制は常に変化していく必要がありますが、担当者が的確にそれらに対応するための前提として、現行法制に関する基本的な知識の習得は必須であるといえます。そこで、多忙な実務担当者の皆様が、株式会社法の基礎知識を短時間のうちに効率的に習得できるよう、川口恭弘教授を講師に招聘し、本講座を開設することといたします。
- ◆本講座では、講座用に作成した詳細なレジュメと下記のテキストを使用し、令和元年の会社法改正や、最新のコーポレートガバナンス・コード等の内容も盛り込んだうえ、会社法の全体像をわかりやすく解説いたします。
- ◆本講座は、ビジネス・ロー・スクール開催のセミナーのなかでも、20年以上続く、ロングランセミナーです。初学者の方から、この機会に学び直したい方まで広く受講をお勧めいたします。

※講義テキストとして、河本一郎＝川口恭弘著『新・日本の会社法〔第2版〕』（商事法務、2020年）を無料贈呈。

主要講義項目

1. 株式会社法の目的
2. 株式会社の機関と権限
3. 株主総会の招集手続と決議
4. 取締役の義務と責任
5. 株主代表訴訟制度
6. 監査役・監査役会制度
7. 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社
8. 株式の内容の多様化（種類株式）
9. 募集株式の発行手続
10. 自己株式の取得規制
11. 買収防衛策
12. 企業結合法制

株式会社法総合基礎講座（全12回）

～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE配信
- 収録配信 再募集

セミナー概要

書籍無料贈呈

本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラム。

講義時間

約24時間

- 講師紹介
- [第Ⅰ部] 河内隆史 明治大学名誉教授 / 受川環大 明治大学教授
 - [第Ⅱ部] 川島いづみ 早稲田大学教授 / 尾関幸美 中央大学教授
 - [第Ⅲ部] 尾崎安史 早稲田大学教授 / 尾形 祥 早稲田大学教授

視聴期間等

- 視聴期間：2025年4月1日（火）10時～2025年9月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月29日（金）
- 受講料：99,000円（税込） / 1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 「会社法」の知識の習得とその不断のバージョンアップは、企業の総務・法務・株式・経理・財務等の担当者にとって必須の事柄です。
- ◆ しかし、企業の実務担当者が日々生起する新しい課題と日常業務をこなしながら会社法を体系的・総合的に学ぶことのできる機会は、きわめて限られているのが実情と思われます。そこでビジネス・ロー・スクールでは、会社法の基礎知識を集中的に学んでいただけるよう、標記の講座を開設してきました。
- ◆ 本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラムです。皆様の奮ってのご聴講をお待ちしています。

※講義の参考資料として『織込版 会社法関係法令全条文〔全訂第2版〕』（商事法務、2021年）を無料贈呈。

Introduction to Japan Corporate Law

～外国人役員・管理職に日本の会社法を伝えるポイント～

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE配信
- 収録配信 再募集

セミナー概要

【法人申込】

日本の会社法について、外国人役員、管理職の方が戸惑いやすいポイントを踏まえながら、外資系法律事務所でも活躍する弁護士が英語で解説。また、講師が外国人役員、管理職に日本の会社法を伝えることを想定して工夫した点をポイントごとに日本語で解説。

講義時間

約2.5時間

講師紹介 高木弘明 弁護士・ニューヨーク州弁護士（レイサム アンド ワトキンス 外国法共同事業法律事務所）

2001年東京大学法学部卒業。2002年弁護士登録。
 法務省民事局への出向経験から会社法に深い知見を有する。出向期間中に平成26年会社法改正の立案を担当。
 現在は、レイサム アンド ワトキンス 外国法共同事業法律事務所のパートナー。日本に関わるM&A、プライベート・エクイティ、金融・証券業規制、個人情報保護その他の規制法等において、多数の著名グローバル企業・日本企業に助言している。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年4月15日（火）10時～2025年10月31日（金）17時
 - 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 - 申込期限：2025年10月24日（金）
 - 受講料：39,600円（税込） / 1社分
- ※お申し込み1口に対し、何名でもご受講いただけます（同一法人内、および国内外グループ会社の役職員に限る）

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 日本企業のグローバル化やコーポレートガバナンスの進展に伴い、日本企業の海外子会社だけでなく、本社や日本における主要子会社において、ダイバーシティ等の観点から役員や管理職に外国人を迎え入れることも珍しくなくなってきました。
- ◆ 日本企業が役員や管理職に外国人を迎え入れる場合、日本の会社法を理解してもらうことには、母国法との違いを意識して説明された資料が少ないこともあって苦労が多いという声をよく聞きます。
- ◆ そこで、本講では、日本の会社法について、外国人役員、管理職の方が戸惑いやすいポイントを踏まえながら、外資系法律事務所でも活躍する弁護士が英語で解説いたします。
- ◆ また、講師が外国人役員、管理職に日本の会社法を伝えることを想定して工夫した点をポイントごとに日本語で解説いたします。担当者の方にとって外国人役員、管理職の方に日本の会社法を伝える際の勘所を押さえられるセミナーです。

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

3時間でつかむ！ 金商法の全体像とポイント

セミナー概要

これから金商法の実務に取り組む上場会社の担当者やあらためて知識・経験を体系的に整理したい金商法実務経験者、新人弁護士の皆様を対象として、重要概念や基本的な適用場面を押さえることを目的に金商法の全体像とポイントを解説。

講義時間

約3時間

講師紹介 ▶ **峯岸健太郎** 弁護士（三浦法律事務所）

2001年一橋大学法学部卒業、2002年弁護士登録。2006年金商法総務企画局企業開示課（現企画市場局企業開示課）にて専門官として金融商品取引法制の企画立案に従事（～2007年）。2018年より商事法務研究会主催の金商法・実務研究会のメンバー。上場会社のM&A、資金調達、情報開示、インサイダー取引規制等の不正取引規制、金融法規制・業登録など、金融商品取引法に関する分野を全般的に取り扱う。

〈申込画面〉

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月6日（水）10時～2025年10月6日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月29日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分



講座開設の趣旨

- ◆金融商品取引法（「金商法」）は、上場会社、証券会社、投資ファンド等にとって、資金調達・M&A・組織再編・投資を規律し、コーポレートガバナンスにも関連する、資本市場の基本法ですが、対象領域が広く、条文構造も複雑なため、独学で取得が難しい分野です。
- ◆しかし、最初に細かい規制にとらわれず、重要概念や基本的な適用場面を押さえることで、その後は必要な分野毎に、独力で知見を深めていくことも可能です。
- ◆そこで、本講座は、これから金商法の実務に取り組む上場会社の担当者や新人弁護士の皆様を主な対象に、金商法の構造等を概説した後、資金調達・M&A・インサイダー取引規制に関する内容を中心としつつ、上場会社として知っておきたい金融規制の簡単な説明、金商法違反における責任と証券取引等監視委員会への対応といった、上場会社等で必要な金商法について解説します。上場会社において企画・法務・IR部門等で既に金商法に触れた経験がある等、ある程度の知識・経験はあるものの、それを体系的に整理されたい方にもおすすめの講座です。
- ◆講師は、『ポイント解説実務担当者のための金融商品取引法〔第2版〕』の編著者で、上場会社・証券会社・投資ファンド運営者等への法務アドバイスに長年従事しており、重要概念や基本的な適用場面を踏まえて、具体的事例を織り交ぜながら、上場会社における金商法の実務担当者等として幅広く対応できる「使える」基礎と実務について解説を行います。

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

会社法の体幹を鍛えよう

～押さえておきたい7割の基本と掴んでおきたい3割の最新動向～

セミナー概要

コーポレート実務をより面白く、よりやりがいのあるものと感じていただけるよう、会社法の基本に立ち返りながら、現在起きているさまざまな事象を整理し、条文・判例・裁判例を取り上げながらわかりやすく解説。

講義時間

約4時間

講師紹介 ▶ **倉橋雄作** 弁護士（倉橋法律事務所）

2004年東京大学法学部卒業、06年東京大学法科大学院修了、07年に弁護士登録。13年にオックスフォード大学修士修了（Law and Finance）。中村・角田・松本法律事務所パートナーを経て23年4月に現在の事務所を開設。主な著作として、『コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方（第3版）』（共著、商事法務、2021年）、『取締役会実効性評価の実務』（商事法務、2016年）、『執行役員の実務』（商事法務、2018年）、「平時と有事のリスクマネジメント（上）（下）」（旬刊商事法務2191号・2192号）、「Board3.0議論の本質」（旬刊商事法務2293号）等多数。

〈申込画面〉

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月13日（水）～2025年10月14日（火）
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月6日（月）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分



講座開設の趣旨

- ◆株主総会・取締役会をめぐって、実務の課題はさまざまに移り変わります。日々のニュースや他社の事例を見聞きしたとき、また実際に自社に課題が生じたとき、的確に自社の対応を検討するには、基本が肝心です。株主総会・取締役会をめぐっていまどのような課題が生じているのか、それぞれの課題に先手を打って対応していくにはどうすればよいか、会社法上、押さえておくべきポイントはどこにあり、どのような工夫をしていくとよいのか。
- ◆今こそ、原点に戻り、あらためて会社法を学んでみませんか。この講座では、会社法の基本に立ち返りながら、現在起きているさまざまな事象を整理して、各社のコーポレート実務に確かな足場を得ていただくことを狙いとしています。
- ◆本講座は、取締役会事務局、総務部、コーポレート法務を扱う部署の現場で日々実務に当たっているご担当者の方々へのご受講をおすすめします。会社法を骨太に理解することで基礎力を再強化し、コーポレート実務をより面白く、よりやりがいのあるものと感じていただければ幸いです。新任者への研修にも役立てていただけるよう、条文・判例・裁判例を取り上げながらわかりやすく解説いたします。

上場企業の法務担当者のための MBO・完全子会社化に関する実務 ～上場規程の見直し等を踏まえて～

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

セミナー概要

金融庁への出向経験を有する弁護士が、上場規程の見直しがMBOや支配株主・その他関係会社による完全子会社化に与える影響について、近年の動向を踏まえ解説。改正金融商品取引法等の上場企業のM&Aに関する近年のトピックについても解説。

講義時間
約2時間

講師紹介 石田哲也 弁護士（牛島総合法律事務所）

2015年～2017年金融庁出向（総務企画局マクロブルーデンス総括参事官室参事官補佐、経営管理等モニタリングチーム、法令等遵守調査室等を担当）、2018年米国コロンビア大学ロースクール修了。ニューヨーク州弁護士登録。米国公認会計士全科目合格。各種コーポレート・企業法務全般、金融規制対応、M&A、企業間紛争を数多く担当。セミナー実績として「金融機関のコンプライアンス・リスク管理とマネロン事例分析及び求められる対応」（Thomson Reuters）等。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月22日（金）10時～2025年10月22日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月15日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨 *上場規程の見直し内容が公表される前の記述となります。

- ◆現在、上場企業のM&A実務に影響を与える上場規程の見直しが検討されており、2025年7月頃を目途に新たなルールが施行される予定となっております。
- ◆新たなルールの下では、その他の関係会社（20%以上の議決権を有している場合等）による完全子会社化についても、利害関係を有しない者による意見の入手を行うことのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられる予定となっております。また、特別委員会の機能発揮の在り方や情報開示の透明性に関する上場規程の見直しがなされる予定であり、MBOや支配株主・その他関係会社による完全子会社化に関する実務に大きな影響を与えることが予想されます。
- ◆本セミナーでは、上場規程の見直しが、MBOや支配株主・その他関係会社による完全子会社化に与える影響について、近年の動向を踏まえ解説することを予定しております。
- ◆なお、改正金融商品取引法（TOB及び大量保有報告書）、同意なき買収、企業価値担保権等の上場企業のM&Aに関する近年のトピックについても解説予定です。

最新動向を踏まえた内部統制システム見直しのポイント ～担当者に必要な実務対応上の視点～

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

セミナー概要

最近の裁判例や制度改正も踏まえ、内部統制システムの見直しにあたっての検討課題を整理し、各社事例も参照しながら、各社における運用の実情も含めた最新の動向を交え、具体的な検討ポイントを解説。

講義時間
約3時間

講師紹介 石井裕介 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

1993年 国立筑波大学附属駒場高等学校卒業 1999年 東京大学法学部卒業 2003年 経済産業省に出向（株券不発行法制及び会社法現代化の改正作業や、ファンド法制の改正作業を担当）（～2004年）2004年 法務省民事局参事官室に出向（会社法現代化に関する改正作業を担当）（～2006年）2008年 コネル大学ロースクール修了 2008年 Hughes Hubbard & Reed 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2009年）2016年 一橋大学大学院法学研究科（法科大学院）非常勤講師（～2024年）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月29日（金）10時～2025年10月29日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月22日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆内部統制システムについては、企業不祥事やコンプライアンス問題に際して内部統制に関する体制の不備や実効性の欠如が原因であると指摘されるとともに、グループ内部統制を含めた内部統制システムの不備を理由として役員責任を追及する裁判例も登場しています。
- ◆また、改正公益通報者保護法や、消費者庁が公表した公益通報者保護制度検討会報告書における指摘、サイバーセキュリティガイドライン、労働施策総合推進法（いわゆるハラスメント防止法）及び指針、人権ガイドラインなど、各社が対応を検討すべき規律も年々増加しています。
- ◆これらの状況を踏まえ、事業報告などにおける各社の開示事例でも様々な工夫が見受けられるところ、内部統制システムの見直しに際して、会社（グループ）全体の体制の整備をどのように行うのかという問題と会社法に基づき内部統制に関連して行う取締役会決議の内容（範囲）との関係の整理や、体制の決議と実際の運用との齟齬の解消や実効性確保のための工夫といった点は、担当者にとっても引き続き大変悩ましい問題でもあります。
- ◆そこで、本セミナーでは、最新の裁判例や制度改正も踏まえ、内部統制システムの見直しにあたっての検討課題を整理し、各社事例も参照しながら、各社における運用の実情も含めた最新の動向を踏まえた具体的な検討ポイントを解説いたします。

内部通報制度 生かすも殺すも調査・認定！

セミナー概要

安心して利用してもらえるように公益通報対応業務従事者による「聴取」「調査」「事実認定」「処分」のあり方について、具体的事例を参照しながら解説。また、経験豊富な講師が他社の好事例・反面教師とすべき事例をご紹介します。

講師紹介 **森原憲司** 弁護士（森原憲司法律事務所）

1992年10月司法試験合格、1993年4月司法研修所入所（47期）、1995年4月弁護士登録（東京弁護士会所属）・虎門中央法律事務所入所。2000年9月アフラック企業内弁護士（2001年4月より法務部長兼務、2005年9月退社まで。）

2005年10月森原憲司法律事務所開設。

主著として『内部通報制度調査担当者必携』（経済法令研究会、2020年）、『金融機関の反社取引出口対応』（経済法令研究会、2014年）、『苦情・クレーム対応とコンプライアンス—CS主義の実践』（経済法令研究会、2009年）、『反社会的勢力対策とコンプライアンス—CSR主義の実践』（経済法令研究会、2009年）

メディア出演としてTBS「報道特集」にて密着取材、「ひろおび」にてコメンテーターとして登壇のほか、YouTube「本気の内部通報制度 好事例紹介 伊予銀行」にて動画公開中

開催日程等

- 開催日程：2025年8月19日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年8月18日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆2022年6月に施行された改正公益通報者保護法が更なる改正に向けて今年の国会で審議されています。各社においては、自社の体制を見直す必要があります。しかし、ただ体制を整えただけでは意味がありません。
- ◆寄せられた「通報」を適切に「調査」し、ハラスメント等にあたるか「認定」することが求められます。「通報してもらえない調査も認定してもらえない」という認識を従業員に持たせてしまつては制度を利用してもらえないどころか、外部への告発につながり企業価値を下げる可能性すらあります。
- ◆「認定」の際も、令和の時代から見ると問題のある、担当者が若かりし頃の「人権感覚」に依拠した甘い認定になることも少なくありません。「自分が若い頃はこの程度のことはいくらでもあった」という意識それ自体が危険です。
- ◆本セミナーでは、安心して利用してもらえるように公益通報対応業務従事者による「聴取」「調査」「事実認定」「処分」のあり方について、具体的事例を参照しながら解説いたします。
- ◆守秘性が高いため内部通報制度の他社の運用状況をなかなか知ることができないのが実情であるところ、複数の企業の受付窓口・調査・認定に関与するとともに通報者からの相談を受けることについても経験豊富な講師が他社の好事例・反面教師とすべき事例を紹介いたします。

公益通報対応業務従事者のための

ストレスを軽減する対処スキル習得講座

セミナー概要

公益通報対応業務従事者が日々感じるストレスの原因からその解消法、ストレスの少なくなる通報者とのコミュニケーションスキル等、従事者自身の心を守るためのスキル等を全3回の講座で習得することを目指す。

講師紹介 **五十嵐治** 公認心理師・臨床心理士

2010年3月 立正大学大学院修了

精神科病院、精神科クリニック、教育相談所にて、カウンセリング、心理検査、リワークデイケア等に従事

現在は、やまき心理臨床オフィスに所属。また、企業内カウンセラーとして、都内病院に入職し、病院職員の個別カウンセリング、管理監督者とのコンサルテーション、職員対象のメンタルヘルス研修を行う。

開催日程等

- 開催日程：第1講 9月10日（水）、第2講 10月9日（木）、第3講 11月13日（木）
各講14時～17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月9日（火）
- 受講料：88,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆公益通報窓口は企業の健全な経営を実現するための最後の砦と言っても過言ではありません。不正、不祥事といった事案にとどまらず、ハラスメント等多くの通報案件と公益通報対応業務従事者の方は向き合っています。
従事者の方は、常にそのような通報が来ているように構えていることも少なくないと聞きます。
 - ◆常に通報に備えている状況や、法的に定められた守秘義務、自社のコンプライアンスを司る重要な業務であるといった重責からストレスを感じている従事者がいらっしゃるといってもよく聞かれるところです。
 - ◆本セミナーでは、公認心理師・臨床心理士として活躍する講師を招き、公益通報対応業務従事者が日々感じるストレスの原因からその解消法、ストレスの少なくなる通報者とのコミュニケーションスキル等、従事者自身の心を守るためのスキル等を全3回の講座で習得することを目指します。
- ※各講の個別申込も受け付けております。

公益通報対応業務の実務ガイド 2025

～従事者・担当者のためのQ&A～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

公益通報対応業務従事者の実務を中心に据えて、法的な義務と実務上のポイント・悩みどころ、各社の実務対応について詳しく解説。

講師紹介 ▶ **中村克己** 弁護士（国広総合法律事務所）

兵庫県出身。東京大学法学部卒。1993年、全日本空輸株式会社に入社。1997年、大蔵省（当時）財政金融研究所研究官として、発展途上国への税制勧告等の知的支援業務に従事した後、1999年に全日空法務部に復帰。民商法、労働法、航空運送法、保険業務等を担当する傍ら、法曹を志し、弁護士資格を取得。第二東京弁護士会所属。2012年1月、国広総合法律事務所パートナー就任。専門は、コンプライアンス態勢・リスク管理体制の構築、企業の危機管理対応、内部通報対応、不正・ハラスメント調査、人事労務問題対応等。

開催日程等

- 開催日程：2025年9月11日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年9月10日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)


講座開設の趣旨

- ◆コンプライアンス態勢の一環としての内部通報制度の構築に関しては、すでにさまざまな施策が実施され、不祥事の抑止や早期発見といった機能を果たしている例も多いと思われます。
- ◆他方で、「制度は作ったが有効に機能しているという実感に乏しい」「制度の見直しを考えているがどうすればよいか」「攻撃的な通報者への対応に苦慮している」といった担当者の実務上の悩みも多く聞こえてきます。
- ◆本講座は、これまで多くの通報事案のアドバイスや対応に関与されてきた講師により、内部通報窓口担当者（および部門管理者）を対象として、実務対応の進め方について具体的に解説してきた定番講座です。
- ◆「公益通報対応業務従事者」（通報窓口担当者や社内調査・是正業務に関わる担当者）の実務を中心に据えて、法的な義務と実務上のポイントについて詳しく解説します。他社における実務上の対応状況や、内部通報制度をめぐる最近の問題も取り上げますので、これまで内部通報担当を務めてきた方のアップデートにもご活用いただけます。
- ◆内部通報制度の課題は、社内だけではなかなか解決の糸口が見えない内容でもありますので、この機会に実務のヒントとしてご聴講されることをお勧めいたします。

※本セミナーでは会場限定パートを設定いたします。会場限定パートで講師にお聞きになりたいこと等を事前にアンケートさせていただきます。

ケーススタディ内部通報

～ハラスメントの限界事例から調査対応の実務を考える～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

内部通報体制を一応整備したものの運用に満足していない企業の方、ハラスメント事案について悩んでおられる企業の方、従来存在する内部通報の講座に飽き足りない企業の方等に最適の経験者向け講座。

講師紹介 ▶ **大月雅博** 弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所）

東京大学法学部卒業、1999年弁護士登録（51期）、阿部・井窪・片山法律事務所入所。2007年米国ニューヨーク州弁護士登録。海外・国内を問わず、会社法、コンプライアンス、競争法、倒産法、知的財産権法、AI、不動産・金融等の種々の分野に広く携わっている。依頼者の価値観、理念を最大限尊重し、迅速なリーガルサービスの提供を心掛けている。経営法友会公益通報者保護法研究会アドバイザー。

開催日程等

- 開催日程：2025年10月30日（木）13時～18時（質疑応答込み）
- ※本セミナーは会場開催のみとなります（後日の収録動画配信はありません）。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：18名（先着順） ●申込期限：2025年10月22日（水）
- 受講料：49,500円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)


講座開設の趣旨

- ◆2025年6月に改正公益通報者保護法が成立し、その結果、通報者保護が強化され、不利益取扱いの禁止、体制整備義務等において刑事罰や行政措置が新設される等することとなり、企業としては、ますます緊張感をもって公益通報を含めた内部通報対応を行わなければならないとなりました。
- ◆しかし、調査業務を実際に行うと、法的知識を習得しただけでは対応できず、調査に関する実践的な経験や判断力の涵養が重要であることを痛感するはず。特に通報の過半を占めると言われるハラスメント対応は、その類型ごとに調査対応のポイントが異なる上、事実認定・法的評価が難しいために判断に悩み、対応がうまくいかないことも少なくありません。場合によっては通報者がクレマー化することもあり、予めその対応方針を定めておくことが大切です。
- ◆本講座は、受講生の皆様に、過去の裁判例等を踏まえたハラスメントの限界事案を調査担当者の目線で実際に検討してもらい、調査、事実認定、法的評価のエッセンスを体得してもらい、他に類を見ない少人数限定の寺子屋式講座です。講師は、法改正前から長年にわたって、内部通報体制の構築、調査・是正、具体的案件の個別相談、法的評価、調査対応等に従事してきたベテラン弁護士です。内部通報体制を一応整備したものの運用に満足していない企業の方、ハラスメント事案について悩んでおられる企業の方、従来存在する内部通報の講座に飽き足りない企業の方等に最適の内部通報対応業務経験者向け講座です。奮ってご応募ください。

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

担当者が知っておきたい 公益通報者保護法改正ポイント

セミナー概要

消費者庁に外向経験のある弁護士と公益通報対応業務について豊富な経験を有する弁護士の2名の講師が実務に直結する令和7年度公益通報者保護法の改正ポイントを分かりやすく解説。

講義時間

約2時間

- 講師紹介
- 蜂須明日香 弁護士（蜂須総合法律事務所）
 - 角田篤紀 弁護士（蜂須総合法律事務所）

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月31日（木）10時～2025年10月1日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月24日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 令和7（2025）年6月4日、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年第62号）が成立し、6月11日、公布に至りました。「公益通報者」をフリーランスにまで拡大したり、通報妨害行為の禁止・通報者探索の禁止など現行法下でも禁止されていることながら法律で定められることになったルールがあったり、立証責任の転換規定が入ったりと、内部通報の実務担当者にとって実務に直結する内容となっております。
施行は、公布の日から1年6か月以内となっております。令和8（2026）年中の施行が見込まれます。
- ◆ 大企業や行政機関などの不祥事により、あらためて注目を集めている「公益通報制度」「内部通報制度」について最新動向を適切にキャッチアップすることは、企業の健全なコンプライアンス経営に不可欠だけでなく、レピュテーションリスクをマネジメントすることにも有効です。
- ◆ 本セミナーでは消費者庁に外向経験のある蜂須弁護士と公益通報対応業務について豊富な経験を有する角田弁護士の2名を講師に招き、実務に直結する今回の改正ポイントを分かりやすく解説していただきます。

※改正法成立を経て当初の記載内容からアップデートいたしました

主要講義項目

I 令和7年改正の概要

- 1 改正事項の全体像・スケジュール
- 2 改正ポイント
 - 【改正ポイント①】法執行権限強化（11条1項）
 - 【改正ポイント②】周知義務の強化（11条2項）
 - 【改正ポイント③】公益通報者（通報主体）の範囲拡大（2条1項3号、4号）
 - 【改正ポイント④】通報妨害行為の禁止（11条の2）
 - ★通報者妨害行為の禁止・NG例など
 - 【改正ポイント⑤】通報者探索禁止（11条の3）
 - ★社内規程レベルでの対応例など
 - 【「不利益取扱い」の整理関連】
 - 【改正ポイント⑥】立証責任の転換（3条3項）
 - ★実務への影響、改正法施行前に解雇された労働者が争う場合など
 - 【改正ポイント⑦】不利益取扱いに対する直罰規定の導入（21条、23条）
 - ★実務への影響など
- 3 改正事項・総ざらい（条文ベース）
- 4 法定指針の改正が見込まれる事項、次以降の法改正に残された課題

II 内部公益通報対応のフレームワーク

- 改正後の実務対応、社内研修資料の御参考として—
 - 通報対応のフレームワーク
 - 「コンプライアンス」と「公益通報」、「内部通報」、「内部告発」
 - 内部統制システム構築義務の一環としての、内部（公益）通報制度の整備
 - 業務フロー
 - 通報対応—「従事者」とは、相談・聞き取り時ににおける留意点・スキル、データ管理
 - 【参考】上司への通報

III 令和7年改正も踏まえ、実務上の対応をどう見直すか—実効性ある調査の実現—

- 事例（ハラスメント等）

※改正法成立を経て当初の記載内容からアップデートいたしました

ベーシック公益通報者保護法

セミナー概要

内部通報対応業務に配属されて間もない初任者の方から改正法について正確な情報を得たいと考えている経験者の方まで幅広い方におすすめのセミナー。

講義時間

約2時間

講師紹介 **中野 真** 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

2010年弁護士登録（東京弁護士会）。2015年10月から約5年半の間、公益通報者保護法を所管する消費者庁において公益通報者保護制度の企画立案に携わり、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（2020年）の立案や同法に基づく事業者の義務の内容を定める指針案の立案等を担当。現在は、事業者から委託を受け、社外通報窓口としての内部通報対応、社内通報窓口寄せられた内部通報対応の支援、内部通報制度の構築及び周知の支援、役職員による不正に関する調査、労使紛争の解決等の人事労務案件への対応等を行う。主著として『公益通報者保護法に基づく事業者等の義務への実務対応（第2版）』（商事法務、2025年）、『解説 改正公益通報者保護法（第2版）』（弘文堂、共著、2023年）、『新労働事件実務マニュアル（第6版）』（ぎょうせい、共著、2024年）など。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月12日（火）～2025年10月14日（火）
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月6日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

申込画面



講座開設の趣旨

- ◆ 公益通報者保護法は通報対応に関する適切なプラクティスを事業者が守るべき最低限のルールとして定めた法律であり、同法を遵守した通報対応を行うことにより、社内のコンプライアンス違反を早期に発見し、抑止することが期待できます。また、本年に可決成立する見通しである（2025年4月15日現在）、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）では、事業者に新たな規制が課されるほか、規制違反に対する制裁や消費者庁長官の執行権限が強化されることとなり、公益通報者保護法を遵守しないこと自体の責を受けるリスクがこれまで以上に高まることとなります。
- ◆ 公益通報者保護法の規制の内容としては、事業者に対し、内部通報制度の整備を義務付けるだけでなく、内部通報の受付・調査・是正措置等の内部通報対応の各場面において、同法に沿った対応を行うことを義務付けており、同法を遵守するためには、内部通報制度を整備するだけでなく、個々の実務担当者において、同法や同法に基づく指針を正しく理解した上で、内部通報対応を行うことが必要です。
- ◆ そこで、本セミナーでは、消費者庁において5年半にわたり公益通報者保護制度の企画立案に従事し、現在は事業者から委託を受け、内部通報者対応、ヒアリング等の証拠収集、調査報告書の作成・提出等の内部通報対応の実務を担っている講師が、講義時点における最新の改正法に関する情報を踏まえ、公益通報者保護法全体の基本的な知識を分かりやすく解説します。
- ◆ 現行の公益通報者保護法の基本的な内容を解説した後、改正法によってどの点がどのように変わるかを解説しますので、内部通報対応業務に配属されて間もない初任者の方から改正法について正確な情報を得たいと考えている経験者の方まで幅広い方におすすめのセミナーです。

「従事者」と会社のための10か条の心得 ～「人権意識」のアップデート～

セミナー概要

25年以上内部通報業務の現場で活躍している講師が「人権」を軸にしながら内部通報制度を「仏造って魂入れず」にしないための「従事者」と「会社」の双方の立場の心得を10か条として伝授。

講義時間

約1時間

講師紹介 **森原憲司** 弁護士（森原憲司法律事務所）

1992年10月司法試験合格、1993年4月司法研修所入所（47期）、1995年4月弁護士登録（東京弁護士会所属）・虎門中央法律事務所入所。2000年9月アフラック企業内弁護士（2001年4月より法務部長兼務、2005年9月退社まで。）

2005年10月森原憲司法律事務所開設。

主著として『内部通報制度調査担当者必携』（経済法令研究会、2020年）、『金融機関の反社取引出口対応』（経済法令研究会、2014年）、『苦情・クレーム対応とコンプライアンス—CS主義の実践』（経済法令研究会、2009年）、『反社会的勢力対策とコンプライアンス—CSR主義の実践』（経済法令研究会、2009年）メディア出演としてTBS「報道特集」にて密着取材、「ひろおび」にてコメンテーターとして登壇のほか、YouTube「本気の内部通報制度 好事例紹介 伊予銀行」にて動画公開中

視聴期間等

- 視聴期間：2025年8月25日（月）～2025年10月27日（月）
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年10月20日（月）
- 受講料：16,500円（税込）／1名分

申込画面



講座開設の趣旨

- ◆ 2025年の国会にて公益通報者保護法の改正が審議されています。また、近時の大企業や行政機関の不祥事や内部通報制度の機能不全などが取りざたされ、あらためて内部通報制度が注目を集めています。
- ◆ 近時のこれらのニュースが取り上げられる際に「人権」が1つのキーワードとして出てきますが、その定義は広範ゆえ、人権侵害と捉えるべき事象に対して、通報者は「この程度のことは我慢すべきではないか」、内部通報担当者は、「自分の若いころに比べれば大したことではない」など人権感覚を欠いた不適切な対応をしてしまうことも少なくありません。
- ◆ 本セミナーでは25年以上内部通報業務の現場で活躍している講師が「人権」を軸にしながら内部通報制度を「仏造って魂入れず」にしないための「従事者」と「会社」の双方の立場の心得を10か条としてお伝えいたします。
- ◆ 現在、従事者として取り組まれている方はもちろん、これから内部通報業務に携わる方などにもぜひご受講いただきたいセミナーです。

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

あらためて考える「反社条項」とリスクマネジメント

セミナー概要

昨今の反社会的勢力の動向をはじめ、自社の社員が巻き込まれた際の対応方法などを、最新情報を踏まえ、第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員として活躍する弁護士が分かりやすく解説。

講師紹介 ▶ **清水保晴** 弁護士（銀座中央総合法律事務所）

平成14年に弁護士登録し、平成20年に現所属事務所を開設。これまでに、中央大学法科大学院実務講師、司法研修所教官、司法試験考査委員、第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長、東京三弁護士会民事介入暴力対策連絡協議会議長等を歴任。取扱分野は交通事故、損害保険のほか、倒産処理、債権回収、知的財産、M&A、不当要求対応、家事事件、刑事事件等を扱う。

開催日程等

- 開催日程：2025年8月26日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ● 申込期限：2025年8月25日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針が2007年に策定され、また、各都道府県において暴力団排除条例が2010年から2011年にかけて制定され、反社会的勢力と企業の関係解消が促されました。多くの企業では、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込むなどして反社会的勢力との関係を断つように長年努めています。暴対法も強化され、警察庁の調査によると2024年には「暴力団」の構成員の人数が2万人を割るなど、社会的取り組みの成果が出てきています。
- ◆ 他方で、いわゆる反社会的勢力の中には、暴力団や準暴力団だけでなく、SNSを通じて募集する闇バイトなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団（匿名・流動型犯罪グループ＝トクリュウ）も増えており、企業としては、反社会的勢力の変容等に合わせた対策を立てておく必要があります。
- ◆ また、昨今は「闇バイト」などトクリュウ等反社会的勢力の活動に一般人がかかわってしまう事案が多数発生しています。社会的に副業解禁（緩和）の傾向がある中で自社の社員がそのような事案に巻き込まれるということも珍しいことではありません。
- ◆ 本セミナーでは、企業のコンプライアンス担当の方を対象に、昨今の反社会的勢力の動向をはじめ、自社の社員が巻き込まれた際の対応方法などを、最新情報を踏まえ、長年第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員として活躍する弁護士が分かりやすく解説します。
- ◆ 自社研修にも活かせるセミナーとなっておりますので、ぜひご受講をご検討ください。

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE 配信
- 収録配信 再募集

「ビジネスと人権」：取引先での人権侵害事案への対応の要点

—有事・平時の視点を整理する—

セミナー概要

取引先において深刻な事案が発生した場合における対応（エンゲージメント）を整理するとともに、日欧米の「人権」に関する最新状況を整理するとともに、「人権」関連施策の今後の展望について議論する。

講師紹介 ▶ **塚田智宏** 弁護士・ニューヨーク州弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）

2014年弁護士登録。2020年米ペンシルベニア大学ロースクール修了（LL.M. President）。2021年ニューヨーク州弁護士及び米国公認会計士（WA）登録。2022年4月～2023年8月、経済産業省ビジネス・人権政策調整室に赴任し、日本政府の人権尊重ガイドライン等の立案担当者として関与。2024年4月、「『ビジネスと人権』基本から実践まで」（商事法務・単著）を出版。2024年10月～現在に至るまで、NBL誌において「『ビジネスと人権』実務から理解する取組のエッセンス」を連載中。2024年より、個人の年間所得の1%を人権尊重・環境保護等のための活動を行う国際機関・団体等に寄付する取組を開始。

開催日程等

- 開催日程：2025年9月4日（水）10時～12時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ● 申込期限：2025年9月3日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 2011年に国連ビジネスと人権に関する指導原則が国連人権理事会において全会一致で承認された後、各国において「ビジネスと人権」に関係する様々な政策が進んでおり、特にEUを中心としてハードロー化が進行しています。
- ◆ 日本社会においても、近時、国内外を問わず、取引先において深刻な人権侵害事案が発生し、企業が対応に迫られる事案が度々発生しています。近時、欧米において人権関連施策の「揺り戻し」が生じている側面もありますが、「ビジネスと人権」の意識の高まりを受けて、特にこうした有事の際の企業の一挙手一投足が社会から注目を浴び、対応の誤りが企業価値を現実に毀損する時代が到来しています。
- ◆ 本講座では、特に取引先において深刻な事案が発生した場合における対応（エンゲージメント）を整理するとともに、特にいわゆる「人権条項」を中心として、平時から検討しておくべき施策について解説いたします。更に、2025年2月にはEUではいわゆるCSDDDへの修正案（オムニパス法案）が公表されるとともに、同年5月にはEU主要加盟国首脳のCSDDD廃止要請なども報道されていることから、日欧米の「人権」に関する最新状況を整理するとともに、「人権」関連施策の今後の展望について議論いたします。

従業員の交通事故・道路交通法違反と企業の責任

～事前のリスク管理体制と事後の実務対応の両面を解説～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

従業員の自動車事故・交通違反に対して、企業にどのような責任が生じ、どのような対応が求められるのか、経験豊富な講師がポイントをわかりやすくレクチャーします。事故発生時の対応に加え、平時の体制整備のあり方についても解説します。

講師紹介▶ **中道秀樹** 弁護士（弁護士法人 英知法律事務所）

兵庫県弁護士会所属。大阪大学法学部卒業、平成元年4月より平成3年9月まで大阪家庭裁判所に勤務。平成7年4月より現事務所（当時：岡村久道法律事務所）勤務を経て現職。

専門分野：損害賠償法、保険法、企業危機管理対策、親族、相続法

著書：「遺言執行の実務」（新日本法規出版）、「不動産賃貸管理マニュアル」（共著）

開催
日程等

- 開催日程：2025年9月4日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ● 申込期限：2025年9月3日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


講座開設の趣旨

- ◆通勤や日常の営業活動等において、自動車の使用は欠かせないものとなっており、新型コロナウイルスの制限緩和に伴う人的移動の活発化により、自動車が活用される機会が増えた企業もあるのではないのでしょうか。万一、従業員が自動車事故を起こした場合に対応を誤ると、企業にとっては人的・物的に多大な損害を被ることはもちろん、レピュテーションリスクを含めた社会的評価においてダメージを受ける危険も軽視できません。
- ◆また、事故に至らない交通違反事案であっても、対応を誤ることで重大事象へ発展してしまうケースもあり、交通事故事案では被害者側の事情や従業員の状況等も絡んで案件が複雑化することも多く、対応策といっても実際にはさまざまな場面を想定する必要があります。加えて、事後的には懲戒などの従業員に対する社内処分も適切に行う必要があります。
- ◆そこで本講座では、経験豊富な講師を迎え、交通事故をめぐる企業の責任、類型別にみる事故対応の基本を整理し、各種リスクへの有効な対策として、事故対応の実務、社内体制整備（各種管理規程の定め方と運用、有効な未然防止策等）について具体的な事例を交え、担当者が理解しておきたいポイントをわかりやすく解説いたします。
- ◆また、講義途中および講義終了後に、質疑応答の時間を設けますので、講義内容の理解を深めるために積極的にご活用ください。

情報コンタミネーションの法的リスクと実務対応

～ケースで学ぶ予防と初動～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

情報コンタミネーションが企業にもたらすリスクの構造について整理した上で、企業として講ずべき予防策や初動対応について体系的に解説。参加者間でのグループ演習パートも含むインタラクティブな講座。

講師紹介▶ **一色太郎** 外国法事務弁護士（一色法律事務所・外国法共同事業）

一色法律事務所・外国法共同事業マネージングパートナー。コーネル大学卒業（B.A.）、ジョージ・ワシントン大学ロースクール修了（J.D.）。1998年にカリフォルニア州弁護士登録。モリソン・フォスター法律事務所にてパートナーを務めた後、2011年に独立。米国訴訟を中心に多数の国際紛争を手がけ、企業の海外訴訟対応を幅広く支援。知財分野にも精通し、一色国際特許事務所と連携して、特許鑑定、知財デューデリジェンス、ライセンス交渉、情報コンタミネーション対策などを取り扱う。

開催
日程等

- 2025年9月25日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
※本セミナーは会場開催のみとなります（後日の収録動画配信はありません）。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：24名（先着順） ● 申込期限：2025年9月18日（木）
- 受講料：44,000円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


※一定条件下で割引価格にてご提供します。詳細はWEBページをご確認ください。

講座開設の趣旨

- ◆情報コンタミネーションとは、他社の秘密情報が自社の技術・情報に混入し、その使用に法的・事業的な制約が生じる状態を指します。たとえ秘密保持契約を含む各種契約に基づき適正に情報を受領した場合であっても、契約で許容されていない目的に使用すれば、契約違反や営業秘密の不正使用と見なされ、重大な紛争に発展するおそれがあります。
- ◆近年、オープンイノベーション、共同開発、業務提携などを通じた企業間の知見・技術の共有が進み、情報コンタミのリスクは一層高まっています。これは、法務・知財部門にとって看過できない実務上の課題です。
- ◆本講座では、まず情報コンタミの構造とその法的含意、企業活動への影響について解説します。次に、仮想事例を用いた演習を通じて、情報の受領判断、社内での共有・管理、契約条項の設計など、実務上の検討ポイントを具体的に取り上げます。さらに、講師による解説により、企業が講ずべき予防策や初動対応の枠組みを体系的に提示します。
- ◆受講者が情報コンタミのリスク構造を的確に理解し、自社に潜在するリスクを認識したうえで、実際に応用可能な対応を構築できるようになることを本講座の目的とします。



企業がYouTubeを活用する際の法的・実務的課題とその対応策

セミナー概要

自身でもYouTubeチャンネルを運営している弁護士が、実務的な視点からまるっとわかりやすく解説し、適法・適切なYouTubeの活用に資することを旨とする。

講師紹介 **井上 拓** 弁護士・弁理士（日比谷パーク法律事務所）

パートナー弁護士。弁理士。YouTubeやSNSをはじめとするデジタル領域における法的リスク対応に豊富な実務経験を有する。著作権、名誉毀損、炎上対応などに精通し、企業・クリエイターを対象に、実践的かつ助言を提供。著書に『SNS別 最新 著作権入門：「これって違法!？」の心配が消えるITリテラシーを高める基礎知識』（誠文堂新光社、2022年）がある。自身もYouTubeチャンネル「フロンティアCH」にて法的トピックをわかりやすく発信。

https://www.youtube.com/@Frontier_CH

開催日程等

- 開催日程：2025年10月21日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務 会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年10月20日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近年、企業が自社製品のプロモーションや使用方法の説明を目的として、YouTubeに動画をアップロードすることが一般的になっています。しかし、動画コンテンツを発信するにあたっては、著作権の適切な処理はもちろん、景品表示法などの法令遵守が不可欠です。また、社員が出演する場合には、労務管理上の課題やプライバシーへの配慮も求められます。さらに、YouTube独自の規約やガイドラインに関する理解も重要です。たとえば、センシティブな内容と判断されて動画が制限されたり、意図しない広告が表示されたり、有料配信が規約違反となるケースもあります。
- ◆加えて、企業にとって望ましくないかたちでの動画の拡散やコメント等による「炎上」を未然に防ぐとともに、万が一炎上が発生した場合には、その拡大を最小限に抑える体制づくりや、なりすまし行為への対応も課題となります。
- ◆本講座では、これらの課題に対応するため、企業法務に精通し、実際に自身でもYouTubeチャンネルを運営している弁護士が、実務的な視点からまるっとわかりやすく解説し、適法・適切なYouTubeの活用に資することを旨とします。

主要講義項目

第1部 企業によるYouTube活用における法的リスク

- I 企業によるYouTube活用と主な法的留意点
- II 知的財産権に関する基礎知識と注意点
- III 労務・個人情報・景品表示法等への対応
- IV YouTubeの利用規約・ガイドラインの理解と遵守

第2部 炎上リスクの理解とその対応・予防策

- I ネット炎上の歴史と現状
- II 炎上の発生メカニズムと影響
- III 炎上を招きやすい投稿の傾向
- IV 炎上を防ぐための社内体制と運用

先例から学ぶ 企業不祥事への備え (全12回+特別パネルディスカッション)

～『企業不祥事インデックス』を紐解きながら～

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE配信
- 収録配信 再募集

【法人申込】 書籍無料贈呈

セミナー概要

過去の不祥事案 167 件のエッセンスをまとめた『企業不祥事インデックス〔第3版〕』を用いて、これらの事案を紐解きながら、全12回の連続セミナーで種々のタイプの不祥事案を網羅的かつコンパクトに理解していただけるよう、経験豊富な執筆陣が解説。

講義時間
各講約 1 時間

- 講師紹介
- 竹内 朗 弁護士 (プロアクト法律事務所) ※
 - 上谷佳宏 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所) ※
 - 上村 剛 弁護士 (東京丸の内法律事務所) ※
- ※『企業不祥事インデックス〔第3版〕』の編者。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年6月2日（月）10時～2025年10月31日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 特別パネルディスカッション：2025年9月3日（水）16時～17時30分（予定）
- 申込期限：2025年9月2日（火）
- 受講料：132,000円（税込）／1社分（同一法人内に限る）

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 「コンプライアンス」や「コーポレートガバナンス」という言葉が企業に浸透する一方で、近年も検査不正など、様々な不祥事が発生し、企業経営に重大な影響を与えています。2015年以降のコーポレートガバナンスの進展や取締役会の機能強化の流れに伴い、不祥事に対する企業の対応にも大きな変化が見られます。
- ◆ そのように目まぐるしく変化する不祥事対応の時流の中で、あるべき有事対応とはどのようなものか、それを踏まえて平時からどのような備えをしておくべきか、悩むことが多いのではないのでしょうか。その観点からすると、過去の不祥事案は、それらを教えてくれる最良の教材、すなわち、有効活用すべき公共財であると言えます。
- ◆ そこで、本セミナーでは、過去の不祥事案 167 件のエッセンスをまとめた書籍『企業不祥事インデックス〔第3版〕』（商事法務、2024年）を用いて、これらの事案を紐解きながら、全12回の連続セミナーで種々のタイプの不祥事案を網羅的かつコンパクトに理解していただけるよう、経験豊富な同書執筆陣が解説します。
- ◆ 経営者、法務コンプライアンス部門、内部監査部門や監査役など、ビジネスパーソンにとって最適なガイドとして、また、実際に発生してしまった不祥事の対応や今後の不祥事予防と発見の参考として、役立てていただくことを目指します。
- ◆ 2024年10月～12月に収録した全12回の再配信に加えて、今回新たに実務家4名による特別パネルディスカッションを開催いたします。不祥事対応や調査実務の第一線を担う弁護士・公認不正検査士が、「企業不祥事インデックス」を起点に、変化し続けるリスク環境の中で、企業が真に備えるべき視点とは何か。現場感覚と法的知見に基づく“リアルな議論”をお届けします。

※参考資料として、『企業不祥事インデックス〔第3版〕』（商事法務、2024年）を1冊無料贈呈します。2冊目以降ご希望の方は、1冊目の無料贈呈書籍の送付時に同封する割引チラシよりお申し込みください。1割引価格（送料別）でご提供します。

主要講義項目

第1回 製品事故・品質偽装・検査不正	講師：名倉大貴 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所)
第2回 情報セキュリティ	講師：虎頭信宏 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所)
第3回 公正取引	講師：木下雅之 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所)
第4回 金融	講師：大野徹也 弁護士・公認不正検査士 (霽月法律事務所)
第5回 労働・ハラスメント	講師：上村 剛 弁護士・公認不正検査士 (東京丸の内法律事務所)
第6回 不正会計・不実開示	講師：河江健史 公認会計士 (河江健史会計事務所)
第7回 インサイダー取引等	講師：中西和幸 弁護士・公認不正検査士 (田辺総合法律事務所)
第8回 反社会的勢力	講師：竹内 朗 弁護士・公認不正検査士 (プロアクト法律事務所)
第9回 偽装・不当表示	講師：渡邊敦子 弁護士 (渡邊綜合法律事務所)
	近藤素子 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所)
第10回 交通	講師：菊地将人 弁護士 (石本哲敏法律事務所)
第11回 賄賂・腐敗	講師：中村規代実 弁護士 (オリゾン法律事務所)
	日野真太郎 弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所)
第12回 ガバナンス不全	講師：上谷佳宏 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所)
特別パネルディスカッション	講師：上谷佳宏 弁護士 (弁護士法人東町法律事務所)
	竹内 朗 弁護士・公認不正検査士 (プロアクト法律事務所)
	上村 剛 弁護士・公認不正検査士 (東京丸の内法律事務所)
	中西和幸 弁護士・公認不正検査士 (田辺総合法律事務所)

- NEW 割引有
- 会場限定 交流会
- 会場開催 LIVE配信
- 収録配信 再募集

事例と Q&A で学ぶ 安全配慮義務の基礎

～法務・総務に必要な安全配慮義務のリスク感覚を身に付ける～

セミナー概要

法務・総務担当者の方を対象に、企業に求められる「安全配慮義務」について押さえておくべきポイントを、Q&A やケースを用いて基礎からわかりやすく解説。

講義時間

約 3 時間

講師紹介 **淀川 亮** 弁護士（弁護士法人英知法律事務所）

慶應義塾大学医学部特任講師（非常勤）・同大学マインドフルネス&ストレス研究センター所員（非常勤）、近畿大学非常勤講師（労働法）、メンタルヘルス法務主任者（日本産業保健法学会）、「こころの耳」相談業務検討委員会委員。著書として、『コンメンタール労働安全衛生法』（共著、法律文化社）、『職場のメンタルヘルスケア入門』（共同編著、医学書院）、労働安全衛生広報「連載 トラブル防止に役立つ！産業保健の法学解説」（労働調査会）等。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年6月30日（月）10時～2025年9月5日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月29日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 企業における労務問題は、人事・労務部門で対応される場合が多いですが、ハラスメントやメンタルヘルス不調者の増加、近年の勤務形態の変化などに伴い、法務部門で対応する場面が増えています。
- ◆ 安全配慮義務については、問題となる場面が拡大傾向にあり、紛争となるケースも多く、法務部門の担当者も基本的な知識を身につけておく必要性が高まっています。従業員の心身の安全や健康に関わる事柄であるため、産業医などの医師との連携も欠かすことができず、また、紛争の未然防止の観点から、従前よりも、法務部門の早期介入の必要性も高まっているところです。
- ◆ 本講座は、安全配慮義務の基本を理解し、実務上企業に求められる対応を理解するコンテンツとして、これまで労務問題に携わる機会がなかった法務・総務担当者の方に有益な内容となっています。
- ◆ 基本の解説だけでなく、現場を悩ませる問題、さらには最新の課題について、法務・総務部門の担当者が押さえておきたいポイントを事例と Q&A を用いてわかりやすく解説します。

主要講義項目

I 基礎編

- 1 安全配慮義務
- 2 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟
- 3 Q & A
 - ① 安全配慮義務の適用範囲はどこまでか？
 - ② どこまでやれば安全配慮義務違反を問われないのか？
 - ③ 従業員のプライバシーや健康情報にはどのように配慮すべきか？
 - ④ 過失相殺はどのような場合に認められるのか？
 - ⑤ 労災保険と安全配慮義務はどのような関係に立つのか？
 - ⑥ 取締役に対する責任追及や株主代表訴訟が提起されることはあるのか？

II 実践編

- 1 建設現場・製造現場
 - ① 労働安全衛生法
 - ② 建設現場の事故
 - ③ 製造現場の事故

2 長時間労働

- ① 脳・心臓疾患
- ② 過労自殺
- ③ 労働時間の状況の把握
- ④ 健康診断

3 ハラスメント

- ① パワーハラスメント
- ② セクシュアルハラスメント
- ③ カスタマーハラスメント

4 メンタルヘルス

- ① 休復職判定
- ② 合理的配慮
- ③ 配置転換
- ④ 主治医・産業医との連携

III 最近の動向

- 1 フリーランス
- 2 テレワーク
- 3 高齢労働者
- 4 化学物質管理

サステナブルなビジネス展開のための
廃掃法・古物営業法等のリサイクル規制 AtoZ
 ～規制の概要から産業廃棄物処理委託契約書の留意点、行政対応まで～



セミナー概要

サステナビリティを重視したビジネスを展開するために企業が押さえるべき要点を整理した上で、廃掃法等の環境法規制や実務で見落としがちな産業廃棄物処理委託契約書の重要なポイントを解説し、企業がリスクを回避するための具体的な対応策をお伝えします。

講義時間
約2時間

(本講は2025年1月21日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 ▶ **猿倉健司** 弁護士 (牛島総合法律事務所)
上田朱音 弁護士 (牛島総合法律事務所)

視聴期間等

- 視聴期間：2025年9月16日(火) 10時～2025年11月17日(月) 17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年11月10日(月)
- 受講料：27,500円(税込) / 1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年、サステナビリティへの関心が高まる中、多くの企業では、サステナブルなビジネス展開に向けた施策について、事業部門から法務やサポート部門に相談が寄せられることが増えています。一方で、企業が環境法令を遵守しつつ、廃棄物の適切な管理やリサイクルの促進を行うことが求められる現状において、違反が発覚した場合の罰則や企業イメージへの悪影響は深刻です。廃掃法（廃棄物処理法）や各種のリサイクル法や古物営業法といった環境規制は多岐にわたる上、各自自治体ごとに条例の規制があり、またその解釈や適用には専門的な知識が求められ、実務担当者にとって非常に複雑です。
- ◆たとえば、リサイクル目的の処理であっても、場合によっては廃掃法の対象となる廃棄物の再生処理とみなされることがあり、事業者が意図せずに規制違反を犯すリスクがあります。また、産業廃棄物処理委託契約に不備があると、罰則や行政指導のリスクが高まる点も重要です。さらに、古物営業法についても、リユースやリサイクルビジネスが同法の対象となるかどうかの判断は難しく、特にこの分野で事業を展開する企業にとっては、法令遵守が不可欠です。
- ◆本セミナーでは、まず、サステナビリティを重視したビジネスを展開するために企業が押さえるべき要点を整理します。次に、廃掃法（廃棄物処理法）や各種のリサイクル法および古物営業法の概要を解説し、企業が遵守すべき法的基準や留意点について詳しく説明します。また、実務で見落としがちな産業廃棄物処理委託契約書の重要なポイントを、契約書の雛形を用いて解説し、企業がリスクを回避するための具体的な対応策をお伝えします。
- ◆さらに、行政対応に関するケーススタディを通じて、監査や行政指導に対する適切な対応方法を学びます。またに、国内外の最新の法改正や条例の動向について、環境規制に精通した講師が実務経験を基に解説します。

※本セミナーは2025年1月21日(火)に開催(2025年2月21日(金)～2025年4月21日(月)配信)したセミナーの再配信です。

主要講義項目

- 1 環境規制における企業のサステナビリティなビジネス展開サポートの要点
- 2 廃掃法（廃棄物処理法）の留意点とリサイクルにおける重要性
- 3 古物営業法の適用範囲とリユースビジネスへの影響
- 4 産業廃棄物処理委託契約書、マニフェストの留意点
- 5 行政対応のポイントとケーススタディ
- 6 最新の法改正や条例動向の解説

申込要領・注意事項

- 受講のお申込みは、弊社WEBサイト (<https://www.shojihomu.co.jp/>) の各セミナー案内画面からお申し込みください。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- キャンセルは、会場受講の場合、開催日以降（複数講のセミナーの際は第1講の開催日以降）はお受けいたしません。WEB受講の場合、視聴用URLのご案内後のキャンセルはお受けいたしません。また、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについては講義資料等発送後のキャンセルはお受けいたしません。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 一部のセミナーについては法律事務所に所属されている方の受講をご遠慮いただいております。弊社WEBサイトの各セミナー案内画面でご確認ください。
- 上記のほか、講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えください。なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。

商事法務WEBサイトはこちら



セミナー案内メールマガジンについて

全セミナーをご案内する火曜版、おすすめセミナーをピックアップしてご案内する金曜版を配信しています。

メールマガジン登録はこちら



お問
合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2（日本橋フロント3階）
株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（[URL](https://www.shojihomu.co.jp/) <https://www.shojihomu.co.jp/>）
[TEL](tel:0362626761) 03（6262）6761（ダイヤルイン） [E-mail](mailto:law-school@shojihomu.co.jp) law-school@shojihomu.co.jp